

第10回三木市・吉川町合併協議会

平成16年11月8日(月)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第10回三木市・吉川町合併協議会		
開催日時	平成16年11月18日(月) 開会 午後1時30分 閉会 午後5時00分		
開催場所	吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室		
議長氏名	加古房夫		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
会議事項	1 議題	2 会議結果	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり		
会議資料	第10回協議会会議資料 1式		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年12月22日		署名委員 森 本 吉 治 印 永 塩 崇 印	

第10回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	森 本 吉 治	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
		大 西 俊 昭	
	吉川町	大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	欠
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
		吉 田 ・ 規	
	共 通（県民局長代理）	櫛 笥 享 夫	
	顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志

三木市・吉川町合併協議会幹事会等出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
幹 事	三木市	澤 田 頼 男	
		井 本 智 勢 子	
		網 谷 喜 明	
		告 野 衛 治	
		小 山 久 男	
		小 西 利 隆	
	吉川町	香 下 利 忠	
		長 谷 川 義 雄	
		岸 本 良 仁	
		小 俵 健	
上 北 隆 昭			
住民生活部会長	三木市市民生活部長	西 台 利 正	
交通・防犯・環境分科会長	三木市生活安全課長	西 岡 伸 泰	
交通・防犯・環境分科会副分科会長	住民生活課長	吉 本 孝 好	
健康福祉部会長	三木市健康福祉部長	清 水 静 夫	
企画・総務部会	三木市秘書課長	井 上 彰	
福祉分科会長	三木市福祉課長	井 上 要 二	
健康福祉部副部会長	吉川町健康福祉課長	大 垣 早 苗	
	吉川町福祉担当参事	尾 崎 正	
国保介護分科会	三木市国保介護課長	近 藤 真 三	
社会教育分科会	三木市教育委員会社会教育課	穂 積 良 夫	
議会事務局部会長	三木市議会事務局長	生 田 俊 博	
議会事務局副部会長	吉川町議会事務局長	森 本 幸 三	
	吉川町地域振興課長	衣 笠 美 好	
	吉川町教育委員会教育総務課長	藤 本 幸 作	
	吉川町国体推進課長	藤 田 訓 宏	
企画分科会	三木市企画政策課長	藤 原 良 一	

三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
事務局	局長	小 谷 政 行	
	次長兼 総務係長	藤 田 均	
	計画係長	梨 原 正 純	
	調整係長	廣 岡 喜 人	
	調整係主任	山 本 佳 史	
	総務係主任	廣 井 愛 邦	
	計画係主任	岩 崎 英 也	

第10回三木市・吉川町合併協議会結果概要

と き 平成16年11月8日(月) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名 森本吉次委員(三木市) 永塩崇委員(吉川町)

4 議 事

(1) 報告事項

報告第16号 住民説明会について(中間報告)

(2) 協議事項

協議第49号 市町の慣行の取扱いについて 承認

協議第50号 各種事務事業(広聴広報関係事業)の取扱いにつ
いて 承認

協議第51号 各種事務事業(交通関係事業)の取扱いについて 承認

協議第52号 各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いについて 承認

協議第53号 各種事務事業(その他各種福祉制度)の取扱いにつ
いて 承認

(3) 提案事項

提案第54号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

提案第55号 事務機構及び組織の取扱いについて

提案第56号 使用料、手数料等の取扱い(その2)について

提案第57号 公共的団体等の取扱いについて

提案第58号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

提案第59号 各種事務事業(イベント関係)の取扱いについて

5 その他

第11回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月25日(木) 午後1時30分より

会 場 三木市役所 5階 大会議室

第12回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 12月22日(水) 午後1時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

6 閉 会

<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後 1 時30分</p> <p>失礼いたします。皆さん、大変ご苦労さまでございます。</p> <p>ご案内の時間がまいりましたので、これより第10回目の三木市・吉川町合併協議会を開かせていただきたいと思います。</p> <p>会議を始めるに当たりまして、加古会長の方よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>加古会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。本当にいい天候に恵まれました本日、第10回を数えます三木市・吉川町合併協議会を開かせていただきましたところ、委員の皆さん方には、大変お忙しい中、お繰り合わせ、ご出席を賜りまして本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。</p> <p>もう、今さら申し上げるのも痛ましいわけですが、本当にこっちは災害が多いと、こういうようなことでございまして、中越地震がまだ余震が続いておると、こんなようなことで、日々ご苦労の多いことだと思っております。</p> <p>ここ吉川町、三木市につきましても、美嚢川のはんらんといいですか、これも思い出しますと昭和20年10月に起きた洪水と変わらないぐらいなはんらんが起き、そのぐらいで、60年ぶりの洪水かなと、こういう思いはいたしておりますが、そのぐらい長らく洪水がなかったんですが、非常に美嚢川がはんらんいたしまして、多くの床上浸水、また床下浸水等々の被害を受けられた方が多かったわけございまして、本当に被害を受けられました方々にお見舞いを申し上げます。</p> <p>そういうようなことから、今まで台風の被害等々でも見舞金等はあまり、20年前ならそんなこと一つもなかった、こういう思いをいたしますが、このたびの地震と相まって、豊岡の大洪水、円山川の大洪水等々があって、兵庫県でも見舞金を送ろうと、こういうことで準備がなされておるようでございますし、市におきましても、ささやかでも見舞金を送らなきゃならんということで、今準備もいた</p>

しておるのが現状でございます。それだけに、被害を受けられた方々の、一日も早い復旧なり回復をお祈りするところでございます。

また、このごろ大変天候に恵まれて、昨日、一昨日につきまして、三木市でも金物まつりを開いていただきました。本当にたくさんの方が三木市を訪れていただき、一日喜んでいただいたんかなと。また、三木市では産業と文化の祭典と、こうっておりますので、文化活動なり産業活動等ともそれなりに活性化していただいたんかなと、こういう思いで喜んでおります。

何事によらず、イベントをすとなれば、天候に左右されることは申すまでもございませぬ。そんな中で、きのうは自由が丘の住宅地、1万6,000人もおられるところですが、何とか町の中を一遍見直そうということで、ウォーキングフェアという形でしていただきまして、500人もの方が、歩いたり、かかわっていただいたわけでございます。それなりに三木市の自由が丘という住宅街は、自動車で行くにつきましては目的地に一遍に行けないという、このぐらいに、迷路ではないんですが、非常に難しい思いをいたしておるのが現実です。その点、新しい青山なり、また緑が丘は、もうほぼ目的がわかれば行けるといふ、こういうようないろんな町並みがあるわけでございます。

そんなことで、今からのまちづくりについても、本当にこういうところがあったんかなというようなことも思い出しながら、またそれらにスポットを当てながら行政をしていかなきゃならんと、こんな思いもいたしておるわけでございますが、本日は協議会の中で具体的な事業についてご協議をいただくわけでございますので、また適切なるご示唆、ご決定を賜りますことをお願い申し上げ、今後とも皆さん方のご活躍をご祈念いたしまして、開会に当たりましてのお願いなり、お礼にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますけども、会議の進行につきまして、

小谷事務局長

<p>加古議長</p>	<p>議長の方より進めていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、早速でございますが、議事録の署名の方のご指名をさせていただきますわけでございますが、今から報告事項等々させていただきますわけですが、その前に議事録の署名人を指名させていただきます。本日は、24名の委員の皆さん方のご出席をいただいております。その中から、本日の議事録署名人には、三木市の森本吉治委員、吉川町の永塩崇委員を指名させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>では、早速でございますが、報告事項ということで、報告第16号の住民説明会についての中間報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、事務局の方から説明させていただきたいと思います。</p> <p>報告第16号についてでございます。</p> <p>資料の1ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>報告第16号 住民説明会についての中間報告をいたします。</p> <p>お手元に本日お配りいたしております別紙の住民説明会の資料をごらんいただきたいと思います。本日配付させていただいておりますのでございます。</p> <p>この住民説明会につきましては、第8回目の協議会におきまして、日程等につきまして決定いただいておりますのでございまして、その後、準備を進めてまいりました。</p> <p>その結果、三木市の方では10月30日から住民説明会を始めておりまして、これまでに細川町、緑が丘町、志染町の3地区で開催いたしております。出席者につきましては、1会場平均しますと53名ほどになるわけですけれども、合計で160名の方にご出席をいただきました。</p> <p>各会場につきましては、ご家庭に配布させていただいております新まちづくり計画素案の概要という資料をもとにいたしまして、</p>

加古議長

当協議会でもさきに説明させていただきました新市建設の基本方針や主な施策に合わせまして、これまでに協議していただきました協定項目の調整内容について説明させていただいております。

それに対しまして、出席者の方から、主な質問、要望等につきましていただきました内容について、資料の2番に上げております。

まず、合併するに当たっての基本的な事項といたしまして、合併する必要性なり、合併の効果、メリットは何かとか、三木市と吉川町の財政状況についてのご質問のほか、議員の数、また報酬はどうなるのかといったこと、また職員の給料はどうなるのかといった、そういうものがございました。

一方、公共交通に関しましては、合併後、神姫バス、神戸電鉄、三木鉄道はどうなるのかといったこと、また吉川町の財産債務に関しまして、吉川町の借地についてはどのようになるのかといったこと、また情報通信基盤の整備に関連いたしまして、ケーブルテレビの整備を進めるという説明でありましたが、加入料の補助などを検討してほしい、また災害防災対策に関連いたしまして、今回の台風で大きな被害があったと、新市におきましては、災害対策を進めてほしい等々のご質問なり要望がございました。

以上、報告させていただきます。

この住民説明会につきましては、ただいまご報告申し上げましたような形で、三木市では今3地区が終わったと、こういう形でございます。

委員の皆さん方にもご出席をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。また、今後ともの説明会につきましても、ご協力いただきますことをお願い申し上げます。

ご質問等もあろうかとは存じますが、引き続き議題に入らせていただきますまして、また説明会等々の問題でご質問がございましたら、ご発言いただいたらと存じます。

では、早速でございますが、協議第49号の市町の慣行的な取扱い

小谷事務局長

についてという形で、前にご提案させていただいております事項についてご審議をお願いいたします。

内容につきましてご説明を願います。

それでは、協議第49号について説明させていただきます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

協議第49号 市町の慣行の取扱いについては、次のとおりとする
といたしまして、1として、市章については、合併時に三木市の市章に統一する。

2 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。吉川町の町花は、新市の推奨花とする。

3として、市の木については、現行のとおりとする。

4として、市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。

5の市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。

6として、市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する
とするものでございます。

次の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

1番の市章につきましては、三木市の方は、「三木」の「木」または「キ」を3つ組み合わせて図案化いたしております。吉川町では、「よかわ」の「よ」を図案化しておりますが、合併時には三木市の市章に統一しようとするものでございます。

市花につきましては、三木市はサツキ、吉川町はサザンカとなっております。推奨花といたしましては、三木市においてサルビアと菊が制定されております。合併後におきましては、市花をサツキに統一いたしまして、吉川町の町花であるサザンカを新市の推奨花の一つとして追加制定し、市民の方々に広く親しんでもらおうとするものでございます。

市木につきましては、両市町ともに松となっております。合併後も現行のとおりとなります。

次の市旗につきましては、三木市におきましては、かね尺を組み

	<p>合わせ図案化された旗が制定されております。吉川町にはないため、合併後は現在の市旗を新市の旗として使用することとするものです。</p> <p>次の4ページでございますけれども、市歌につきましては、三木市におきまして、昭和29年に制定されておりますが、吉川町におきましては、正式に制定された町歌はないことから、合併時に三木市の市歌に統一しようとするものでございます。</p> <p>次の5ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>市民憲章につきましては、三木市が昭和45年、吉川町の方では昭和55年にそれぞれ制定されておりますが、合併時には三木市の市民憲章に統一しようとするものでございます。</p> <p>6ページ、7ページには、先進事例を掲載させていただいております。</p> <p>以上で、協議第49号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>説明が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問並びにご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご発言がないようでございます。</p> <p>ただいまの市章、市旗、市の花、また市歌等々につきましては、一応ただいま提案いたしましたような形で進めさせていただいたらと思うわけでございますが、それでは一応採択をさせていただきたいと存じます。</p> <p>49号の市町の慣行の取扱いにつきましては、原案に賛成の方は挙手をお願い申し上げます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
加古議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、協議事項の協議第50号 各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いにつきまして、ご協議をお願いいたします。</p> <p>内容の説明を事務局からお願いいたします。</p>

<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第50号について説明させていただきます。</p> <p>資料の8ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第50号 各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、1として、広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>2の広報紙については、合併時に三木市の制度に統一するといたすものでございます。</p> <p>次の9ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>1番の広聴につきましては、三木市におきましては、市政懇談会を開催いたしております。市長や市の幹部職員と自治会等の地域住民との意見交換会が行われております。</p> <p>それ以外には、市民の意見、要望をお聞きするため、市民の声の箱が市役所や公民館に設置されております。</p> <p>電子広聴につきましては、両市町で行われておりまして、電子メールにて、行政の意見や要望が寄せられており、直接ご本人に回答がなされております。</p> <p>合併後には、市政懇談会、市民の声の箱については、吉川区域に範囲を拡大し、市政への意見や要望をお聞きするほか、電子広聴は現行のとおり続けるものでございます。</p> <p>広報につきましては、両市町ともに毎月1回発行されておりましたが、全戸に配布いたしておりますが、合併後は、三木市の広報に吉川区域も含め発行いたします。ただし、当面、必要に応じまして吉川支所だよりを発行することといたしております。</p> <p>10ページ、11ページには先進事例を掲載いたしております。</p> <p>以上で、協議第50号の説明を終わらせていただきます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ただいま、協議第50号の説明が終わったわけでございます。</p> <p>ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>井川委員</p>	<p>すみません、緑が丘の井川です。</p>

<p>加古議長 岸本総務財政課長</p>	<p>これを見せていただきましたら、広報の配布委託料というのが、吉川町の場合は非常に高額であるとお見受けするわけです。これは、一体どういうふうな形でこれをされているのかなといえますのは、合併時に三木市の制度に統一するが、ただし当面必要に応じて支所だよりを発行するとなっていますので、これは引き続き新市の方へ引き継がれるんじゃないかと思うんですけど、ちょっとこの金額が、部数の割にはちょっと違いがあるように思うんですが、これはどういうふうな配布をされているんでしょうかね。</p> <p>では、内容、ちょっと説明願います。</p> <p>お答えいたします。吉川町の総務財政課長の岸本です。</p>
<p>井川委員</p>	<p>広報の配布につきましては、毎月、区長さんを通じまして全戸に配布いただいております。その際に、吉川町のいろいろな行政にかかわります社協だよりとか議会だより、あるいはいろんな行政からのお願い物も含めまして、大体10近い配布物が毎月あると思いますが、それを各個に区長さん持って帰っていただいて、各自治会によって配布をしていただくということで、すべて区長さん方に委託をしてお支払いするというこの経費でございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>これは、一部何ぼいうので委託されてるわけなんですかね。</p> <p>三木市の場合やったら、委託料はあんまりもらっては、ちょっと性格が違うと思うんですけど、そうすると。</p> <p>三木市の場合も、昔はそないして区長さんに全部お願いしてきたわけですが、特に広報関係につきましては、区長さんによっては忙しいって、また集会の時期に配られることや何かがあって、本当に1日に発行いたしましても、地区によって、遅かったら10日も15日もおくれてしもて配られると、そんなことがありましたんで、非常にいろいろとご意見が出てまいりまして、そういうことから、三木市は区長さんにお配りして委託料出しておったんですが、それをやめまして、新聞の折り込みでやる。そうしますと、1日に必ず新聞の折り込みの中に入っていると。そこで、新聞を買っておられない方、</p>

	<p>その世帯については郵便で送ると、こういう形で進ませていただいております。今では広報に関するものはございません。</p> <p>しかし、今お話しのように、ほかの連絡分、またお願い分につきましては、区長さんに委託といたしますか、お願いをして、ご連絡いただいております。このような状況でございます。</p> <p>そこで、幾らか違いますので、この三木市に合わすとなれば、吉川町につきましても、来年の10月以降、11月からは新聞折り込みで各戸にお願いするようなことになると、このように思っております。</p> <p>その他につきましては、また1年間の間にどんなことがあるのか、よう協議もし、検討もさせていただくかと思っておりますので、そのあたりのご理解をお願いしたいなと思っております。</p>
<p>井川委員 岩波副会長</p>	<p>何か金額が多かったのが、大変ですが、えらいこれ違うから。ちょっと説明しとかなあかんのちがう、もう少し。広報だけちゃうんと、これ金額あるのは。</p>
<p>井川委員 岩波副会長</p>	<p>いや、広報だけじゃない、いろんな。</p> <p>ちょっと三木とあまり、誤解のないように説明しとかないと。17部、ほかの発行も一緒に含めてやってるんやね。その辺を言っとかないとだめよ。吉川町、ごっつい広報にようけ出よるといふふうにとられたらいかんの。</p>
<p>井川委員</p>	<p>いえ、今のお話でしたら、一般の配布物に対しても何かされてるような感じをこっちは受けとったわけなんです。三木市は3万800部で424万3,000円やけど、吉川町の方は部数3,300で924万3,000円やから。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>だれか説明せい。</p>
<p>井川委員</p>	<p>いやいや、僕が思うのは、三木市の方の制度にあれば、吉川町の方は、今まで手数料もらってたのがもらえんようになるということになるんやないかなと、こう思って聞いているわけなんです。</p> <p>我々自治会の者としましては、こういう予算で入ってくるのは非常に重要なわけですよ。年間の予算立てますので、これが皆さん</p>

<p>加古議長</p>	<p>予算お立てになっとなったら、入ってこんようになっとなったら、これ大分違うと思います。この辺の心配をしたわけで、僕は市長ではありませんので。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>大前委員</p>	<p>吉川の大前です。先ほどはありがとうございませました。吉川町のことを思っただいで。</p> <p>このお金も、かなり各地区では潤っっているように思っいます。本当にありがとうございませます。</p> <p>逆に、三木市の場合、この広報みきという分だけが折り込みなんでしょう、それとも 吉川町の場合は、先ほどうちの課長の方からありませましたが、いろんなもの、社協だより、あるいは議会だより、あるいはその都度必要ないろいろ印刷物、たくさん1軒毎に来ませます。ですから、すべてのものが新聞折り込みで配達されるかということをお聞きしたいと思っいます。</p>
<p>加古議長</p> <p>小山総務部長</p>	<p>事務局。</p> <p>失礼ませます。三木市の小山でございませます。</p> <p>三木市の場合は、新聞折り込みの分は、今言っませました広報と議会だよりと聞っいておっります。その他の福祉協議会だよりとかは、全部区長さんをお通じてほかの分も、三木市の場合も、今岸本さん言われたいように、10種類も20種類もある分、皆、区長さんをお通じてお渡し願っておっります。聞っいておるのは、広報と議会だよりだけでございませます。</p>
<p>大前委員</p>	<p>以上でございませます。</p> <p>ありがとうございませました。</p> <p>そしたら、その分は、ほとんど委託料はなしと、無料で奉仕という形になっておるんですね、三木市の場合は。</p>
<p>告野企画部長</p>	<p>企画部長の告野でございませます。</p> <p>区長さん方には、いろんな市の配布物をお願っいしとるわけござ</p>

<p>大前委員 加古議長 大前委員 加古議長</p>	<p>いますが、これは委託じゃなしに、区長さん方の自治会への補助金ということで処理させていただいております。</p> <p>多分、自治会の関係で、今後協議の中で出ようかと思いますが、そこでまた明らかにさせていただきたいと思います。</p> <p>その補助金は、この欄に載っておりませんね、逆に言いますと。次の項目です。</p> <p>そうですか。はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議第50号の各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いにつきまして、採決させていただいたらと存じます。</p> <p>説明させていただきました原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。原案のとおり賛成でございますので、決定させていただきます。</p> <p>次に、協議第51号 各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについてをご協議願います。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第51号について説明させていただきます。</p> <p>資料の12ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第51号 各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、1として、吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。</p> <p>2として、吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。</p> <p>3 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理の上、平成18年度より適用するというものでございます。</p> <p>13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。</p>

まず、1番目の吉川町のコミュニティバスにつきましては、健康福祉センターとか吉川温泉よかたん、また役場等への交通手段を確保するため、神姫バス株式会社との運送契約によりまして運行されておるものでございます。

このコミュニティバス事業につきましては、住民の有効な交通手段として親しまれておりまして、現行のとおり継続して運行しようとするものでございます。

2番の交通災害共済につきましては、吉川町では、住民の交通事故による災害に関する共済制度がございまして、県下の町で組織されております兵庫県町共済組合に加入し、住民の安心・安全が図られております。三木市では、交通災害共済に加入希望の方には、神戸市民生協の共済加入をあっせんし、対応しているところでございます。

この吉川町の交通災害共済につきましては、合併後、兵庫県町交通災害共済組合を脱退いたしまして、平成17年度で廃止いたします。なお、交通災害共済に加入希望の方につきましては、新市におきましてあっせんすることになります。

次の15ページでございます。

3番の防犯灯の設置についてでございますけれども、現状におきましては、両市町におきまして、設置基準とか設置の分担金、維持管理に違いがございます。

そこで、防犯灯の設置につきましては、合併時までに未設置箇所の整備が図れるよう制度の充実を図るとともに、合併時には両市町とも統一した制度で運用いたすことにしております。

また、維持管理につきましては、三木市では設置分担金、維持管理におきまして自治会の負担があるため、吉川町内の防犯灯につきましては、合併後の維持管理の管理主体を整理の上、平成18年度より統一して運用しようとするものでございます。

16ページには先進事例を掲載いたしております。

<p>加古議長</p>	<p>以上で協議第51号の説明を終わります。</p> <p>協議第51号の説明が終わったわけでございます。</p> <p>質問、またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>安福委員</p>	<p>自由が丘の安福と申します。</p> <p>すみません、ちょっと声がきのうの疲れで出にくくて、聞こえにくいかと思えますけれども、吉川町のコミュニティバスについては現行のとおりとする。これ、非常にいいことだと思うんです。反対ではないんですけれども、この合併を契機に、三木市においても新たな公共交通の手段としましてコミュニティバスの運行をするべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>それと、福祉事業の充実の観点から、ユニバーサル時代に対応のノンステップバスの導入をも考えていただけないでしょうか。</p> <p>この2点なんですけれども。</p>
<p>加古議長</p> <p>告野企画部長</p>	<p>説明願います。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>安福委員さんから、コミュニティバスの運行ということで案をいただきましたが、今現在、三木市では公共交通検討協議会、これをつくっていただきまして、どういった公共交通がいいんかということを検討しておりまして、将来に向けまして、またノンステップバスの導入であるとか、コミュニティバスであるとか、そういったことも検討を進めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>加古議長</p> <p>安福委員</p>	<p>よろしいか、ほかに、はい、どうぞ。</p> <p>公共交通検討委員会の方、私たちも委員として所属してるんですけど、まだ結論が出てませんので、合併を契機に、これを逃すとなかなかないのではないかなと思えますので、特に自由が丘というところは大きなバスが通りにくいところですので、高齢者がふえておりますから、その観点からもよく考えてお願いしたいと思えます</p>

西田委員	<p>ので、よろしくをお願いします。</p> <p>その件は、青山の方も。僕も、ちょっときょうはメモしてきてはおったんですが、そういうことで、またご検討の方よろしくをお願いします。</p>
告野企画部長	<p>それじゃあ、皆さん方と一緒に考えていきたいというふうにご考慮しておりますので、よろしくをお願いします。</p>
加古議長	<p>はい、どうぞ。</p>
和泉委員	<p>ついでに、コミュニティバスのことですけど、年寄りの人が乗りにくいんです、高くて。だから、つくってくださるときには、もっと低くするようなバスを配車してもらいたいなど。</p>
安福委員	<p>今言いました。</p>
岩波副会長	<p>これがノンステップバスですよ。</p>
安福委員	<p>そうです、それがノンステップバスです。</p>
和泉委員	<p>そうですか。そのバスのことですか。皆、乗られへん言うてはるもん。</p>
永塩委員	<p>高いからね。</p>
安福委員	<p>そうなんです、高いからね。</p>
永塩委員	<p>ちょっと横文字で言うてますんで、ちょっと難しい。</p>
安福委員	<p>えらい申しわけございません。</p>
和泉委員	<p>いや、ほんと、全部そないしてほしいですけどね。</p>
西山委員	<p>吉川町の西山です。</p>
	<p>町におきまして、このたび吉川町役場、それから三宮までバスが開設されまして、大変人気がいいと聞いております。このバス路線、吉川町と神戸をつなぐ唯一の路線でございますが、今はいいんですが、多少の変動があるかもしれませんけれども、これの将来にわたっての維持管理費用が、多少持ち出しが出てきますので、町も支援しておりますので、これの維持に関しましても、三木市にも格段のご配慮とご理解をいただきたいと、これはひとつお願いしておきたいと思っております。</p>

加古議長
澤田幹事長

それと、もう1点、防犯灯に関してでございますが、少し三木市と吉川町との制度の差があるように思われます。

このまま三木市の制度を吉川町に当てはめると、吉川町の自治体、地区の管理費、いわゆる持ち出しが新たにふえてくるという不安がございます、何とか時間をかけて、18年度よりということになっておりますが、私たち地区を代表する者といましては、もう少し吉川に近い制度ができないものかなということをお願いしておきたいと思っております。

それと、これ私ちょっとわからないのは、県道に防犯灯がずっと設置されます。これ、吉川町においては電柱1本置きぐらいが基準になつてくるんですが、三木市におかれては、かなりの本数の間で、ぱらぱらとしか防犯灯がなっておりません。この管理主体は、県道の場合は三木市さんがされておるのでしょうか。町道、我々の地区の中に入ってくる町道における防犯灯の維持管理というのは、これはいたし方ないかなという、将来にわたっては理解もできるところがあるんですが、県道に設置してある分まで、その地区が負担してるんかなという部分は、ちょっとお教え願いたい。

地区によっては、県道にかなりの防犯灯が設置されているところもございますので、その分をも地区がこれから維持管理をしていくということになりますと、少し大変かなという部分がございますので、この点につきましてもご返答願えたらと思っております。

はい、どうぞ、説明願います。

それじゃあ、西山委員さんの説明をさせていただきます。幹事長の澤田でございます。

まず、これは要望と受けとめていいと思っておりますが、バスの将来の支援の関係でございますが、国及び県制度で、地方バス路線、生活路線、これの町を超えた区域の路線、三木の場合でもございまして、三木から吉川町の方に回ってる路線というふうなものは、制度上も補助対象事業として位置づけられておまして、当然今おっしゃい

ました路線もそれに該当するのではないかと。また、三田の方につながる道路も、そういう対象路線ではないかというふうに考えますので、そういう生活路線、制度に乗るものにつきましては、今後とも乗せていただくような形で存続することが、地域の住民に有益なところについては存続していくと、こういうふうにご理解いただければ結構かと思えます。

それから、防犯灯につきましては、おっしゃいますとおり、見ていただきましたら、市と町に、制度上も取り扱いに差異がございます。いいましたら、吉川町の方が手厚い支援をされておるということでございます。

しかしながら、合併いたしましたならば、原則として三木市の今の制度に合わせていただくことが必要なというふうに思っておりまして、ただ、三木市の制度でもこれは十分とは言えない面がございます。実際は吉川町の方が手厚い形で、灯数も多いのではないかとこのふうにも思いますので、これは早急に見直しも必要であるというふうにも考えておりますけれども、原則として三木市の制度に合うような形で見直しも検討すると、三木の今の現状そのままということではない見直しをしたいと、このように思っております。

それから、県道に設置されてる防犯灯ということでございますが、県道といたしましては2つの種類がございます。道路照明として県が県道として設置しているもの、これは当然県の管理下にあるわけでありまして、道路照明と防犯灯とは性格を変えておりまして、どちらになるかということにつきましては、それぞれの実態、また状況に応じてそれをやっておりますので、その辺のところは、今、吉川町さんと三木市との違いがあるかどうかということは、実際の実態を見た上で決まることになろうと思っておりますので、県道については、道路照明は県、こういうことになるわけでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、どうぞ。

加古議長

<p>森本委員</p>	<p>今、西山委員さんからの質問の中で一つありましたが、吉川町から三宮へのバス、私もちょっと新聞記事で読ませていただきました。</p> <p>そのバスの主要路線は428号ということで、淡河から直接山田の方へ抜けるという、こういう路線だったと思うんです。</p> <p>しかし、あの新聞記事によりますと、冬季は御坂経由で行きますと、こういうことも書いてあったと思うんですが、しかし、今、市が補助するとなれば、やっぱり御坂経由で常時通していただく方が補助もしやすいし、また我々、戸田、御坂、新田、このあたりの方に非常に便利になると思いますので、路線の変更ということも兼ね合わせて考えていただいたら、市としてもいいんじゃないかなと、そういう気がいたしましたので、ちょっと私の要望としておきます。</p>
<p>加古議長 澤田幹事長</p>	<p>何かお答えできることある。</p> <p>恐らく、森本委員さんから要望的なご意見だと思しますので、これもやはり実情で、市町が一体化いたしますと、公共交通がどうあるべきか、特に地方バス路線として一番有効な、有益な方法を考えなければならないというふうに思いますので、その辺のところも含めて、必要な見直しはしていかなければならないかなということでございますから、今ここでどうということにはなりませんけれども、十分検討して、話題といたしたいというふうに考えます。</p>
<p>加古議長 小河委員</p>	<p>ほかにございませんか。はい、どうぞ。</p> <p>三木の小河です。</p> <p>さっき、防犯灯の件で幹事長の方から回答があったんですが、三木市の方についても見直すというふうにおっしゃったんですが、現在の三木市の防犯灯の管理等について、どういう点を見直されるのか。</p> <p>というのは、三木市と吉川町と、これかなり違ってる。要するに、維持管理は、三木市の場合は自治会で、吉川町の場合は町でやると、だから全然違いますね。町でやるということで、球切れの調査員というのを設けて、月に5万5,000円払っているということを書いて</p>

加古議長
澤田幹事長

あるんですが、三木はこういうことを行われてない。そういう面は、三木の方をそのまま適用されるのか、あるいは見直されるというのは、全体的な防犯灯の管理について見直されるのか、その辺ちょっと。

はい、どうぞ。

これは、具体的にどう見直すということは、まだ決まってないわけでありまして、一つは、どうしても三木の制度でございまして、一つの地域と地域との間に、どちらに所属する防犯灯になるのかなということになりまして、どうしてもそこが防犯灯の設置ができないと。見るからに地域の真ん中については強い要請がありますけれども、それはこちらの方ではないかというような形で、均等に配置ができにくい実態がございまして。

したがって、そういうところについては、吉川の方がはるかにきちっとした形で配置がされてきておるのではないかという思い、そういう論議がございました。

それから、防犯灯の管理の主体をどうするかということでございまして、これにつきましては、今まで三木市でお願いしてきているような形をとらなければ、吉川町の場合はすべて町の方が責任を持って、今言われました球切れまで巡回して、これを確認するというようなこととございまして、ここまではなかなか難しいのではないかと。これは地元の責任において、切れたときは速やかに自治会長さんを通じて報告していただくことによって対応が十分できるのではないかと。市民との協働体制、住民との協働体制という考え方を進めております三木市といたしましては、全体的な管理方法といたしましては三木市に統合させていただきたいということでございまして、まだちょっと検討しなければならない、この際その余地がございまして、それを今後具体的に検討していきたいということでございまして。

よろしく申し上げます。

<p>加古議長 大前委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の大前です。</p> <p>今、幹事長がお答えになられたことで、ちょっと一つ疑問に感じることがあります。</p> <p>それは、やはり地区で任せるとなりますと、地域的にいろいろ、地域が少しお金を持ってる、あるいは持ってないところによりますと、直したくてもなかなか直せない地区、それと常時いつも明るく点灯しているところと、その格差が出てくると思うんですね。そういった場合、それとちょうど境界にある場合、そういうことはないかもわかりませんが、境界にある場合、どちらの地区がやるかとか、そういったことで少し、もめるといって大げさなんかわかりませんが、地域同士でちょっと争いがあるというような形になるかもしれませんが、そういったところはどうなるんでしょうか。</p> <p>それと、もう1点は、この15の表を見ていただきますと、三木市の場合は30メートルから40メートル間隔で、吉川町の場合は80メートル間隔ということで、先ほど、うちの方の西山委員さんからは、何か三木市の方はどうも暗いように思うと。何かこの数字でいくと、三木市の方が明るくて、吉川の方が本当は暗くあるべきではないというちょっと疑問を感じておりますので、そういったところをお答えいただければと思います。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>今の説明では、地域によって、地域の財政もあるかもわかりませんが、差が出るんじゃないか、またその中間ということで押しつけ合いになるんじゃないかということでございます。まさに、その辺のところを懸念いたしておりまして、そういうことも含めて検討したいということをお願いしたわけでございます。</p> <p>それから、実際の間隔と灯数は、ところが吉川町の場合は町が全面的に設置関係をされているというふうなこともございまして、それは要請があれば、そこで調整があると思いますけれども、されてるということでございます。</p>

	<p>三木の場合は、今言ったような形で必ずしも、地元負担というようになこともございますので、均一にということではないんですが、頻繁にこのように吉川町の方に寄せさせていただきますと、吉川町の方がむしろ都市の三木よりも明るい部分も見られますので、参考にできるところは参考にさせていただいて、制度はいずれにしても全体的に見直しをしなければならぬということでございますので、できるだけ早く、その辺の検討を進めたいという思いがございますから、それをご理解いただきたいと思います。</p>
<p>大前委員</p>	<p>その制度を利用されたとしますね。そうしたら、逆に明るくなるんではなくて、だんだん暗くなっていくん違うかなと。</p> <p>ですから、防犯的には、やはり明るくしたい、いろんな面で明るくしていこうということに、吉川方式でいきますと、かなり維持ができてると。だけど、こういった方法で取り上げられると、逆行していくような、切れてるのわかってるのになかなかできない、先ほど言うておりますように、こういったことが逆の進み方が出てくるんじゃないかと私は懸念しております。</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>ご意見は十分尊重させていただいて、そういう逆の現象にならないように最大の努力をする必要がございますが、たびたび言っておりますように、やはり住民と、それから行政と、協働で一つのまちづくりを考えていくという、そういう基本理念からして、やはり防犯にしても同じようなことなんですけれども、その地域で自己責任といいますか、持っていただくことについては、十分意義を啓発して、理解をしてもらった上で、やっぱり協力していただくと、こういうことが必要かと思っておりますので、今のご意見も十分受けとめさせていただきますたいと。</p>
<p>大前委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>今も議論が出ておりますように、防犯灯の本質、何のためにするのやという、その本質を忘れてしめて、防犯灯つけたら電気代がよ</p>

うけ要るわ、管理費がようけ要るわ、金はどないすんねやという、金の方が先、俗に言う予算が先出てても、そこの表面がかみ合わへんということですので、どうしても、防犯灯はなぜ必要なんか、これはどなたが歩いても安全に歩ける、そのまちづくりをせなならんということから見たら、それから次は予算はどういう形がいいんかということになってこようかと思います。

その本質を忘れてしもて、いろんなこと言うとっても、これは余り好ましいことやないと思いますんで、今見直しすると言うとることは、本質をわきまえながら、そしてまた住民の方々のご協力をいただきながら だから今、三木市がやってきておる形が、三木市の形は本当に金のない中から始めましたものですから、ほんのわずかしかがやってこない、これが尾を引いてきて今日まで来とるとというのが現実です。

だから、防犯灯つくっても、関西電力の電気代は全部地元負担していただいとった。それを、たくさんついたとこと、つかんとこと、町が一遍にできたとこと、できんとこと、いろいろあって、そういうことやから、防犯灯の電気代は全部負担しましょう、そのかわり設置についてもご協力願いますと、こう言うたんが、もう10何年も同じこと言うてきて、これが後生大事にまた守とるということですので、これがいいのかどうかということは、やっぱり安全なまちづくりをどうするんかということ。

ところが、行政で考えておりましたも、昼間は通ったってわかりませんねん。全部同じなんです。灯がともっとるか、ついとるかついてへんかわからへん。皆、うち、まじめやから、夜はあまり歩かへんさかいにわからしませんねん。だから、そういうことから言うと、夜歩く者、夜通る者が、やっぱりここはちょっと安全に困るよと、そして痴漢が出たとか、何か言うたら、いや防犯灯がないとこやわ言うて、また走り回るようなことせないかんのが、まだまだ行政の至らないとこです。

<p>西原委員</p>	<p>そこらあたりは、十分行政も皆さん方のご意見、地域の住民の皆さん方のご意見を聞きながら考えていかないかと、こういうように思っておりますので、今からのまちづくり、安全で安心やと言うのなら、その安全で安心がどこら辺にあるんだと、そんなことで、ひとつご協力いただきながら、予算は、ある金を上手に使うようにせなならんわけですから、まあよろしくお願ひしたいと存じます。</p> <p>それでは、ほかにございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>西原と申します。</p> <p>維持管理を自治会に任すということになっておりますねんけども、これは吉川の場合、従来なら蛍光灯が切れておっても、一般住民の者はさわったらいかんといいますが、それは専門にさせますんで、連絡だけしてもらいたいというような格好で来ております。</p> <p>それで、維持管理の内容についてちょっとお聞きしたいんですけども、球切れがあった場合、区長さんかだれかがはしごかけて登ってかえよってか、それか地区の方で電気屋さん頼んでかえておられるんか、その辺の、ほかの部長も維持管理をしたら、どういうふうにするかという質問も今から吉川の場合出てきますんで、その維持管理の方法、内容についてちょっとご説明いただきたいと思うんですけども。</p>
<p>加古議長 西台</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>三木市の市民生活部の西台でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>今、自治会で維持管理をしていただいております防犯灯の関係でございますが、それぞれの自治会でいろいろ変わっておりますが、例えば球切れ等々につきましては、自治会の方が直接直営で球を買ってきて交換されておる自治会等もございます。いやいや、また電気屋さんにお願ひして対応されておる自治会等もあるようでございます。</p>

加古議長
西田委員

大体20ワットの蛍光灯で、ご承知のように6,000時間から8,000時間ほどもつやろうというふうなことで、球20ワットにつきましては、大体2年前後で更新の時期に来るんじゃないかなというふうな状況でございます。

次に、器具本体でございます。

器具本体につきましては、それは電気屋さんに聞きますと、実際10数年以上もった器具が現在もあります。そういうことで、実態は明らかになっておりませんが、器具の更新につきましては、本体取り付けの費用、6,000円前後ではなかならうかというふうなお話を聞いております。

以上でございます。

はい。

青山の西田です。

今、ご心配している点、三木でも新しい町の青山地区、私の丁目では400戸あるんですが、私の下にいろいろとブロック長というのが17名、ほかの役員が5、6名、トータル20名ぐらいで管理しているんですが、街灯が切れた、防犯灯が切れたりしますと、業者さんとは、青山全体の1,600戸が1カ所か2カ所の業者さんに予約してございまして、Aという地区のブロック長が発見したり、それを見た人はAというブロック長に連絡しますと、その業者さんにすぐ電話しますと、1日か2日の間に来ては取りかえをしていただくようになってます。

費用については、自治会が半分と行政負担が半分ということで、スムーズに取りかえがなされております。

それから、最近、夜、何かパトロールして、暗いところは、自治会であそこが暗いというのを1回検討しまして、そして市の方へ申請して、そして増設してもらう場合は半分いただいて、自治会が半分ということで、具体的に自治会の方から申請ということで、費用等について発生しても、自治会の方からは余りクレームが出ないと

<p>加古議長 西台</p>	<p>というようなことを行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい。</p> <p>ちょっと失礼します。</p> <p>今、青山の西田会長さんの方からのお話でございますが、三木市の現在の防犯灯の設置、新しく設置される場合につきましては、自治会からの申請で、設置費用の2分の1を自治会の方で負担していただいております。2分の1は自治会の方、市が2分の1というふうな形になりまして、あと球が切れた場合とか、器具の更新が必要な場合等につきましては、今は自治会の方で全部負担をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>西田委員 加古議長 岩波副会長</p>	<p>球の取りかえは、自治会にしかできない。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>ちょっと活発な意見が出ておりますので、私、町長に就任した当時から防犯灯つけ始めたんで、その考え方と、今質問が出とることについて若干補足いたします。</p> <p>おっしゃるように、防犯灯は、ここの集落が明るい、こっこの集落が暗い、あるいは県道が暗い、それから集落と集落の間が暗い、こういうことではあかんで、町全体として、やはり防犯ということの基本に置いて防犯灯がつかなければならないと、そういうことと、地域の安全と住民の安全は、基本的にこれは行政が守るべきかなと、こういう考え方で最初、以前はいろいろ地区が負担をしたり、地区が球が切れた言うたりしよったんですけども、結果的に今の状況に変えました。</p> <p>これは考え方ですので、いろいろとこれからは住民の参画の時代ですから、やはり住民がそれなりの責任と負担を負うということは当然ですから、こういうことの方角で検討いただいたらと思います。</p> <p>なお、電気の取りかえは、私も60万ほど、1人の電気の免状持っ</p>

とる人に、切れとる、切れてへんの確認に委託しております。夜でないとわかりませんので、それをその人に頼んでかえたらと言うたんですけど、何か電気の法律が何かで定めて、素人はかえてはいけないという職員からのきちとした話があったので、あえて電気屋専門の協会に入った電気屋に委託する、そしてここが切れとるということは、専門家の電気の免状を持った人が見て、電気屋へ言って、すぐかえると。

これ、地域の人が見てくださいと言いますと、あそこずっと切れてて何しよるのんという文句が来ますので、切れたらすぐかえると、こういうことで対応してまいりました。

そういうことで、若干三木市さんといろいろ違うかと思いますが、そういう現状であるということはご理解いただきたいと思います。

大前委員

三木市さんは、免許なしでかえてるということですね。

(「電気屋さんがかえてます」の声あり)

(発言する声多数)

加古議長

そら、区長さんがかえとってのともあるかもわかりませんで。

大前委員

素人がやって落ちた場合、けがした場合、それの方が怖いですから、球よりは、けがの方が。

(発言する声多数)

加古議長

危ない、高いところもあるし、低いところもあるし、つけとるところもいろいろですさかい、それはいろいろの中でやっていただいております。

岩波副会長

総合的に検討してもろたらいいんですけど。

加古議長

ほかにございませんか。

ないようでしたら、この協議第51号につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

加古議長

はい、ありがとうございます。全員挙手でございますので、ただ

小谷事務局長

いま協議第51号につきましては、いろいろとご議論いただきましたように、原案のとおりとは存じますが、手直しをせなきゃならん、また見直しということも言うておりますので、十分見直しをしながら、今後合併後は進めさせていただくことにさせていただきます。

それでは、次に協議第52号の各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて、ご協議をお願いいたします。

内容について説明願います。

それでは、協議第52号に移らせていただきたいと思います。

資料17ページをお開きいただきたいと思います。

協議第52号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについては、次のとおりとするといたしまして、1として、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

2として、高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

3として、家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

4として、軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

5として、寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整の上、合併時に制度を統一する。

6として、高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

7として、訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整の上、合併時に制度を統一する。

8として、高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

9として、高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

10として、配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整

の上、合併時に制度を統一する。

11として、福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

12の緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

13の居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

14の金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

15の敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

16番のひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

17の敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

18の高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。

19番の在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一するというものでございます。

次の18ページをごらんいただきたいと思います。

1番の福祉バス券交付事業につきましては、三木市におきましては、70歳以上の高齢者に対しまして、神姫バス、神姫ゾーンバス、三木鉄道、神戸電鉄、タクシーの乗車料金の助成が行われております。合併後は、三木市の制度を適用いたしまして、吉川区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

2番の高齢者外出支援サービス事業につきましては、三木市におきまして市内に居住し、3カ月以上寝たきり状態または車いすを利用している方で、一般の交通機関を利用することが困難な人に対しまして、リフトつきタクシーを利用するときに運賃の一部が助成さ

れております。これにつきましても、合併後は三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の3番目の家族介護手当等支給事業につきましては、両市町におきまして、支給額、支給月に違いがございます。吉川町では、県制度の金額に町単独の助成金が加算されております。合併後におきましては、県制度の金額が妥当と判断いたしまして、支給内容及び支給月は三木市の制度に統一し、また吉川町の現在の対象者につきましては、合併時は吉川町の制度を適用し、平成18年度末までに調整を行いまして、三木市の制度に移行しようとするものでございます。

次の20ページでございますけれども、4番目の軽度生活支援事業につきましては、三木市におきまして、身体上または精神上軽度の障害があつて、日常生活を営むのに支障がある高齢者に対しまして、庭木の剪定とか庭の掃除、障子、ふすまの張りかえ、屋内外の掃除について費用の一部が助成されております。合併後におきましては、三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の21ページ、5番目の寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業につきましては、三木市では、市が事業を実施しております。吉川町では、社会福祉協議会が行っております。両市町におきまして、料金、負担内容に違いがございます。したがいまして、合併時までに社会福祉協議会と調整の上、合併時に制度を統一しようとするものでございます。

次の23ページでございますけれども、6番目の高齢者等住宅改造助成事業でございますけれども、両市町におきまして、対象者、助成対象限度額、また助成率に違いがございます。調整内容といたしましては、三木市の制度が妥当と判断いたしまして、合併時に統一しようとするものでございます。

次の25ページでございます。

7番目の訪問利用サービス助成事業につきましては、三木市では市が事業を実施しております。吉川町では社会福祉協議会が行っております。両市町におきまして、対象者、支給内容に違いがございます。したがいまして、合併時までには社会福祉協議会と調整の上、合併時に制度を統一しようとするものでございます。

8番目の高齢者施設利用助成事業でございますけれども、三木市におきましては、三木山総合公園の屋内プール、また三木ホースランドパークの施設利用に対しまして助成がされております。合併後は、三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の26ページでございます。

9番目の高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業についてでございますけれども、両市町におきまして、利用限度、利用料金、自己負担額に違いがございます。調整の結果、三木市の制度が妥当と判断いたしまして、合併時に三木市の制度に統一しようとするものでございます。

次の27ページ、10番目の配食サービス事業でございますけれども、三木市では市で事業を実施いたしております。吉川町では社会福祉協議会が行っております。この事業につきましては、配食数、利用料金に違いがございます。したがいまして、合併時までには社会福祉協議会と調整の上、合併時にサービス内容について制度を統一しようとするものでございます。

次、28ページでございます。

11番目の福祉電話貸与事業につきましては、両市町におきまして、費用負担の設置工事費の基本料金に違いがございます。設置工事、基本料金を公費負担としております三木市の制度が妥当と判断いたしまして、合併時に三木市の制度に統一しようとするものでございます。

29ページの12番、緊急通報システム事業でございますけれども、両市町におきまして、自己負担額に違いがございます。調整の結果、三木市の利用者負担額が妥当と判断いたしまして、合併時には三木市の制度に統一しようとするものでございます。

次、31ページの13番、居宅寝たきり高齢者見舞い品事業でございますけれども、三木市におきましては、居宅で寝たきりの高齢者の寂しさを和らげることや、介護されている家族の労をねぎらうため、慰問品を送り、激励いたしております。これにつきましても、合併後は三木市の制度を適用しまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

14番の金婚夫婦祝賀事業につきましては、三木市におきまして、結婚50周年を迎える夫婦につきまして、夫婦の長寿を祝いまして、末永い健康保持と社会参加の促進を図るために事業の実施をいたしております。合併後は、三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の32ページの15番の敬老祝金支給事業でございます。これにつきましては、三木市におきましては、75歳以上の人たちに、長寿を祝い、年齢区分に応じて敬老祝い金を支給いたしております。合併後は、三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次、33ページの16番のひとり暮らし高齢者と青少年交流事業につきましては、三木市におきまして、ひとり暮らしの高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、青少年との世代間交流を図っております。合併後は、三木市の制度を適用いたしまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次に、34ページでございます。

17番目の敬老会事業でございますけれども、両市町におきまして、招待者、開催内容、お祝い品に違いがございます。大きな違いは、招待者におきまして、三木市は75歳以上であり、吉川町は70歳以上

となっております。開催内容の中で、吉川町は余興に業者委託のプログラムがあります。三木市では、アトラクション等につきましては、各地区の婦人会等の出演により行っております。今後につきましては、高齢者も増加することから、合併後は三木市の制度に統一し、吉川町区域も三木市の各地区実施の敬老会事業に移行することとなるものでございます。

次に、35ページ、18番の高齢者大学、ことぶき学級につきましては、三木市におきましては、市内全域の高齢者を対象に高齢者大学がございます。吉川町では中央公民館主催のことぶき学級がございます。合併後におきましては、市内全域を対象とする高齢者大学につきましては、吉川町区域まで入学の対象範囲の拡大が図られます。吉川町のことぶき学級につきましては、合併後も吉川公民館の事業として継続実施されるものでございます。

次の36ページ、19番の在宅介護支援センター運営事業につきましては、三木市の基幹型支援センターは、三木市役所福祉課内に設置いたしております。地域型は市内の社会福祉法人及び福祉公社に委託いたしております。吉川町におきましては、基幹型をさざんかの郷に委託いたしております。基幹型につきましては、1自治体に1カ所となっているため、合併後におきましては、吉川町が委託しているさざんかの郷につきましては、新市の地域型支援センターに移行することになります。新市では、基幹型は市役所に、地域型は旧三木市内8カ所、吉川区域1カ所の合わせて9カ所となり、運営がなされることとなります。

37ページから41ページにかけては関係法令、また先進事例を掲載いたしております。

以上で、協議第52号の説明を終わらせていただきます。

はい、説明が終わったわけでございます。

協議第52号につきまして、ご質問なり、またご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

加古議長

<p>安福委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>1番からありますけれども、飛ばしまして、15番の敬老会のお祝い金支給事業についてお聞きしたいんですけれども、敬老祝い金、三木市の方は4,258万8,000円ということですね。それと、補助金が1,988万、これ17番ですけれども、この事業を継続すると提案されておりますけれども、合併本来の目的であります財政収支の上から、合併と同時に市単独のお祝い金は廃止された方がいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>この先進事例としましても、合併と同時に廃止されております。それをちょっと検討していただきたいのと、17番、開催方法につきまして、招待者6,607人ぐらい、これに対して33%、2,200人ということなんですけれども、参加がすごく少ないということなんですね。ことし、私たちも3地区合同で文化会館で行われたんですけれども、この開催方法をもう一度検討していただきたいなど。</p> <p>地区でやっぱり検討して、それを持ち寄って、どうあるべきかを考えていきたいと思うんです。いきなり、ことしに入りまして、こういう3地区合同ということで、いろいろと障害もありましたので、できましたら、よく私たち地区で検討した上で、それを持って帰って、市の方で考えていただきたいということなんです。</p> <p>高齢者もふえてまいりますし、社会福祉協議会の中で、お金を400円を何とか上げようということで、先日も500円を提案、これなかなかちょっと右往左往しているような状態なんです。地区持って帰っても、なかなかうんと言ってくれないような状況の中で、三木市はもう少しこちらの方にお金を考えていただけたらと思うんですけれども、素人なりの考えでえらい申しわけございませんけれども、お考えをお聞かせくださいませ。</p>
<p>加古議長</p>	<p>お答えできますか。</p>
<p>井上</p>	<p>よろしいでしょうか。三木市の健康福祉部の井上と申します。</p> <p>今、3点ほどご質問があって、ご要望もあったわけでございます。</p>

まず、1点目の敬老祝い金の関係でございますけれども、本当に今委員さんおっしゃったように、大変市の財政も厳しい中でやりくりいたしております。この敬老祝い金も、三木市の方ご存じなんですけれども、実は15年に5歳引き上げました。それまでは70歳から祝い金が出たわけなんですけれども、15年度に5歳引き上げて、75歳以上という形にさせていただきました。

それで、なおかつ、今即これの制度を切るということは大変心苦しく感じております。当然、吉川町との合併を含めて、三木市民が、ささやかながらその祝い金がなくなるということになれば、吉川町との合併によってなくなったというイメージが大変強く出てしまうのではないかなと、その辺を大変危惧いたしております。したがって、もう少しこの制度を、吉川町も含めて、ここ何年になるかわかりませんが、しばらく何とか続けたいなというふうに考えてございます。

しかしながら、将来的には県の制度と同じような形で、節目等に変えていけたらなというふうに検討いたしております。大変貴重なご意見、ありがとうございます。そういったことを含めて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

次に、敬老会の開催についてのご意見もまたいただきまして、敬老会についても、三木市の敬老会もここに記載いたしておりますように、本来、地元の人たちが、地元のお年寄りを祝う会でございます。あくまでも地元の、これまでは三木市も婦人会がすべて地区ごとにございまして、婦人会の事業としてやってきていただいていたんですけれども、三木市でも婦人会が組織できないような地区が出てきて、自治会の方をお願いしておるというふうな形に変わってきました。

そういう意味で、ことしも今おっしゃったように3地区合同という形になってしまったんですけれども、あくまでも自治会の主催行事に、市がそれを支援させていただくという立場でございます。そ

加古議長
安福委員

ういう形で、今後とも自治会、また婦人会のあるところについては婦人会とも十分事前協議をさせていただいて、進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、社協の会費の関係が出てきたわけなんですけれども、これは社会福祉協議会、三木市、吉川町とも、今、社協の合併協議会の中でいろいろ、ここと同じような事務事業の調整をいただいております。

福祉事業につきましても、例えば三木市で業者委託をやっておるような内容が、吉川町では社協の独自の事業としてやられておりますし、そういう分も含めて、行政と社協がいかにかこれからうまく連携をとりながら進めていくか、そういう部分で、ただ単なる補助金ではなしに、行政の方から、行政ができない部分を社協の方に委託という形でしていく、そういうふうなところでの財政的な援助、そういう方向で進めてまいりたいというふうに考えてますんで、よろしくご了解のほどお願いしたい。

また、今後とも、社協の方でも、そういうご意見もいただきながら、よりよい社協、新市の社協に努めてまいりたいと感じておりますので、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げ、答弁にさせていただきます。

以上です。

はい、どうぞ。

すみません、もう一度申し上げて失礼なんですけれども、私も社会福祉協議会の評議員しております関係で、合併協議会にもずっと参加させていただいてますけれども、その中で吉川との差がすごくあります。会費も、吉川さんでは1,000円ということで、三木市は400円ということで、非常に心苦しく思っている次第なんですけれども、やはりもう少し三木市が助成していただけるとありがたいかなと思うんですけれども、上げるいうてもすごく難しいんですね。

パーセントからいけば、私たち振興住宅地のところは出している

んですけども、会費となると、400円という自分たちの自負心がないんですね。領収書もありませんし、自分が会員であるという認識もありませんから、社協から来る募金の方がたくさんあるので、それが年に5回ぐらいありますね。その続きとして、募金としてとらえている方が多いので、もうちょっと社協の方の苦しみを何とか三木市の方で、ちょっとでもこういった敬老会の方で、私どちらもしておりますから、役員さんのいろいろかかる費用、そして個人的に皆さんのお祝いの品をどうすればいいかというものも、財政の中でももう少し絞ってもいいかなと自分自身思いますので、もう少しほかにできたら渡していただければと思うところから、こういった発言させていただいたんです。

財政上のことは余りわかりませんが、吉川がないということで、一つのきっかけかなと思いましたが、これを見過ごす何年か、または吉川の方においしいあめといいますが、出して、どこで手を引くのかなという。それならば、いっそのこと先に、ないんだから、余り甘いことばかり言って期待を持たせてもいけないかと思ひまして、この辺でぱっと切った方がいいんじゃないかなと思ひましての発言なんです。

加古議長

はい。

澤田幹事長

社会協議会の関係、社協、今課長の方から説明ありましたように、組織をつくって、今後合併した後の社協をどう運営していくかというようなことも協議していただいておりますが、その中で大変三木市と吉川町との事業の内容の違いが目立ってきておると思うんですね。特に、協議に出ていただいております、その辺のところが目立ってくると思うんですが、やはり行政といたしましては、これは市についても町についてもでございますけれども、できるだけ、福祉というのは非常に行政がありますから、その中で協議会として福祉を担っていただく、またはそれでやっていただく実質的な事業に対して、行政としてその支援をしていく、これが委託費の場合も

加古議長
西山委員

ありますし補助金の場合もあると思うんですけどもね。

ですから、どれだけの福祉の部門を担っていただいて、行政と一体的にやってもらえるか、やってもらうことになっているかということによって、その辺のところは真摯に対応していかなければならないというふうに思っておりますけど、大分基本的に、吉川町と今の吉川町の福祉協議会と、また三木市と三木市の福祉協議会、そういう事業内容の違いがあるように存じます。これは、幹部の中でもいろいろ論議が出てきまして、それを即同じような形で、同じテーブルの上で、同じような事業をやれるということはちょっと難しいかなと。

だから、吉川町で有効な形でやられてる部分としては、これはもう引き続いて、支所ができるわけですから、やっていただくことも、これもいいんじゃないかなと。無理に三木に統一するということは、かえって悪いんじゃないかなというようなこともありますので、これはよく協議会の中でのそういう論議をいただいて、新しい新市として福祉事業を担っていただく部分については、十分対応、支援をしていくという形になりますので、今の段階で補助金をカットするとか、またはふやすとかということについては、なかなかご答弁ができないなということがございますけれども、今、課長が言いましたように、その辺のところ、十分見守って対応していくことが必要かなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、どうぞ。

吉川の西山です。

先ほどの15番目の敬老祝い金のことなんですが、この際、切ったらというお話が出ておりました。私も、この協議を見まして、原案を見ましたときに、三木は手厚いなと、かなりの財政負担になっているんだろうなということは想像できました。

がしかし、吉川と一緒にいるから切るという考え方で切られますと非常に辛いものがございまして、本音でございまして、今まで食

加古議長
大前委員

卓16品が晩ご飯に並んでたのに、私が入ったとたんに1品減ったと言われますと、何かちょっとつらいなと。

そういったことではなく、新しい市民も踏まえた中で議論をしていただきたい。三木の財政内容も、我々少しは勉強しているつもりでございますので、新しい市民を踏まえて議論をした中で、検討をしていくという方法が、やはり一番妥当ではないかなと思います。事前には切らないでほしいというのが、我々も編入という言葉でもって合併する以上、非常につらいところもございますので、何とかこの制度は、水道料金と同じく、いましばらくは続けていただいて、次の市議会でご議論願いたいと、このようにお願いを特におきます。

大変、確かにこの金額は大きな数字でございますし、ましてや個人に対する祝い金といいながらも、やはり私は個人に対する一つの、言葉は悪いですが、ばらまきに近いものがあるということは十二分に理解もいたしておりますけれども、吉川を交えての議論で、再度お願いしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、どうぞ。

大前です。

25ページ、8番の項の2、ホースランドパークについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

ホースランドパークは、どういうところの利用、例えばホースですから馬に乗ってあれかなとかいう勝手な思いしてるんですが、ただ、支給状況、平成15年度実績利用者人数なしということですね。これ、どういうぐあいになるのかと、利用する年寄りが馬に乗る料金とか、例えば助成内容の利用料金が30%、3分の1程度相当額で、ちょっと中途半端なところがあるんか、そういったところ、何もわかりませんので、お教えいただければと思います。せっかくこういう制度があるので、なしという。

上の屋内プールに関しましては、15年度実績は1万3,220人もい

<p>加古議長 大垣</p>	<p>用限度額を超すサービス利用者というところがありますが、三木の方ではありません。そして、三木の方に統一するということであれば、自動的にこの限度額を超すサービス利用者が切り捨てられるのかなという思いがするんですが、介護保険の利用限度額を超すということは、本当の意味でホームヘルプサービスを希望されている方だと思うんです。</p> <p>それで、弱者に今度は個人負担を、吉川町の場合、今まで支援してきたものを個人負担で負担を大きくするというのであれば、できれば本当に新市におきましても、この制度を継続していただけるようなご検討をお願いしたいなと思います。</p> <p>はい、説明。</p> <p>吉川町、健康福祉課の大垣と申します。</p> <p>この介護保険の利用限度を超すサービス利用者といいますのは、基本的には例外という扱いで実はさせていただいておるのをここに掲載させていただいてます。といいますのは、当然介護保険の中で一応支給限度額というものを決めて、その中でサービスを提供するというのが大前提でございます。</p> <p>ただ、この方、1名だけうちにおられまして、生活保護を受けておられる方ございましたので、そういった対応を例外的にやったことが、そういう形で残っておるという状況でございます。</p> <p>ですから、今、それ以外の方につきましては、この運用はできておりません。また、この三木市さんの中で利用回数等の差もございますけれども、それにつきましても、ほかの制度で、生活の支援と保護で三木市さんもされておりますので、そういった形で対応できるかなと、このように考えております。</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ほか、ご発言ございませんか。</p> <p>ご発言がないようでしたら、ひとつ採択させていただこうと思います。</p> <p>お諮りいたします。</p>

<p>宮脇委員 加古議長</p>	<p>敬老祝い金につきましてというよりも、この高齢者福祉のこの事業関係につきましては、今、新聞でいろいろと言われておりますように、特に谷垣財務大臣が、地方団体は、国が定めるといいますが、国をオーバーして、非常な金を地方財政上出しておると。それが7兆円、8兆円あるということをお聞きになっておると思うんですが、それが今、そういうものを削減することによっていけると。だから、今、地方と国とは補助金の削減と、国は今度補助金を削減するのに加えて、財源を渡すのは困るもんですから、交付税の削減で、今申し上げたように7兆円、8兆円の削減案を新聞に発表されて、裕福だ、補助金は3兆円削れと、こう地方団体が言うと、今度にはそんな話が出てきて、今月いっぱいかかって、その最終結論が出るのかなと、こういう思いをいたしております。</p> <p>その主なところ、8兆円のうちの主なもののうちには、きょうご協議いただいております、国が言って、出すように指示しとる、それ以外のものに出とるのは、この部分が非常に多いといえは多いわけですので、将来はどのような形にせざるを得ないか、十分検討する余地はあると、こう思っております。</p> <p>そんなことも考えながら、きょう、ご発言いただきました。特に、祝い金についてご意見もあったわけですので、その祝い金の支給、お祝いをするというそのお金の支出について、安福委員さん、西山委員さん、いろいろと出ておりますので、この件について、本合併協議会として、廃止することがいい、いや原案のとおり続けることがいい、この選択につきまして、委員の皆さんの、初めに採決をさせていただきたいと、こう思いますので、安福委員……。</p> <p>これ、採決をして、そのどういう主張や。</p> <p>いやいや、委員会としての……、そうです、委員会としてどうあるべきかということだけ決めて出していただかんと、せっかく貴重なご意見が出ておったやつを無視してしもたんでは、余りにも何だと思しますので、この部分については、委員会として、どちらのご</p>
----------------------	---

<p>田中委員</p> <p>加古議長</p> <p>加古議長</p> <p>加古議長</p> <p>中井委員</p>	<p>意向が多いか、ちょっとお諮りはしたいなと、こう思いますんで。</p> <p>2つの選択ですか。</p> <p>2つのうちの。</p> <p>(発言する声多数)</p> <p>意見だけで聞いとったんでは。</p> <p>(発言する声多数)</p> <p>そうそう。</p> <p>すみません、中井です。</p> <p>この祝い金のことでございますけれども、この問題が今採決とか、そういう話が出ましたら、私も黙っておられません。</p> <p>実は、祝い金をもらっておる立場の方から、この祝い金5,000円、三木が今もらっております。しかし、5,000円ぐらいの金、何ぼもろたって、もらわんでも一緒やないかというふうな方もあるわけなんですけれども、もらう方にしますと、5,000円の値打ちが物すごい高い。これは気持ちの問題でございます。</p> <p>それで、その金をどないしておられるか、ちょっとわかりませんが、敬老会に行って5,000円いただくと、ありがたいと言って、頭にささげてもらっておる年寄りがございます。</p> <p>それで、今、この日本の国、三木市でも一緒でございますけれども、これだけの裕福な社会になったのは、今の高齢者の、祝い金をもらっておられる方たちがあってこそ、今の世の中ができてると。あらゆるところでも、市長さんでも町長さんでもございますけれども、もう高齢者、物すごい大事に発言をされております。</p> <p>それで、今、安福委員さん言われましたように、廃止してはどうかという言葉が出たのは、私、耳を疑っております。大変そういうことからしますと残念でございます。</p> <p>どうか、この制度は続けていただいて、この祝い金のために市が倒産でもしますと、これはやはり考えていただかなきゃならん問題でございますけれども、ぜひともこの祝い金は、何年間はやっぱり</p>
---	---

	<p>存続させていただいて、また先の方の考え方で変わったとしても、私は異存ございませんけれども、市長さんが今言われましたような祝い金について、皆さんの意見でどうかという、これはやめていただきたい、こういうふうに思います。</p>
<p>加古議長</p>	<p>いや、やめる、やめんやなくして、ここの意向がどうやと、委員会としての意向は一遍聞かせてもろとかないかんわけで。</p>
<p>中井委員</p>	<p>その委員会としての意向が、もしも祝い金を廃止するということになりますと、委員の中に中井がおったのにどないしとったんのやと、こういうふうになりますので。</p>
<p>加古議長</p>	<p>わかりました。</p>
<p>安福委員</p>	<p>そしたら、ちょっと発言者からもう一度、私の趣旨を申し上げます。</p> <p>私も10何年、敬老会に携わってきた人間なんです。高齢者の方には、私とも地域で別に敬老会を祝って、お料理したりとか、そういう手厚い、お金をかけずしてお祝いをしております。</p> <p>ただ、高齢者の方のお祝い金を切るという、頭からそういった冷たいあれではなくて、市の財政というのが苦しいのは、各委員会出ておりましたら、お願い事に行きましたら、財政が苦しい苦しいと、財政上でそういったことを聞いておりますから、できましたら、吉川さんは今現在はないということなので、話の中で、いいことばかり、合併についてメリットばかり、デメリットの方はないというようなことになると余りよくないんじゃないかと思ひまして、財政が苦しいんであればと思ったんです。</p> <p>お年寄りの方も、今の方は本当にお金持ちの方が多いです。自由が丘の方も聞いておりますけれども、気持ちとしてはお祝いしていただくとことはすごくうれしい。それをあえて、そのお祝い事を切るというんでなくて、財政上で三木市が苦しいのに、合併になると余計に高齢者の方がふえて、もっと苦しくなるんじゃないかと。そうしたら、そういった財政はどこから来るのかなと。こ</p>

	<p>れは何年もつのかなと。お手伝いされてる我々も、各文化会館借りたり、そういった催し物するのにお金もすごくかかっておりますね、大方2,000万近いお金。</p> <p>こういったことを考えると、どこかでちょっとは絞っていった方がいいんじゃないかなと思う考えから、これ、ほかのうちの区長協議会からの意見もございましたので、あえて私がこういう役を引き受けたということなんです。唯一、自由が丘から出ております委員でございますので、決して高齢者の方に冷たく切るということではないんです。何ほかでもそれを減すとか、何かの進捗状況でもあるかなと思ってちょっと発言したまででございますから、別に冷たく言ったわけじゃございません。申しわけございません。</p>
<p>加古議長 和泉委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>あのね、一遍に切るじゃなくて、県も出ておりましたでしょう。それが改革しはったのが節目のお祝いに変わって。</p>
<p>加古議長 和泉委員</p>	<p>いや、県は83歳から言うとなねん。</p>
<p>加古議長 和泉委員</p>	<p>今、80……。</p>
<p>加古議長 和泉委員</p>	<p>3歳以上が出とるねん。</p>
<p>加古議長</p>	<p>それじゃあ、77歳とか、そういう節目のお祝いに変えてみたらどんなもんですか。全く切ってしまうんでなくて。それも一案ですわな。</p>
<p>加古議長</p>	<p>いや、きょうはそんなご意見をここでまとめようとは思っておりませんので、要は、切る意見が多ければ多いということ、残す意見が多ければ多いということだけを一応確かめさせていただきたく、</p>
<p>加古議長</p>	<p>これは、あくまでも協議会の意向だけですので、いや、そんなことはする必要ないよとおっしゃるなら申し上げます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>これは、一つの意向を聞くのに、はい、どうぞ。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>すみません、吉川町の亀井といいます。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>安福委員さんが、吉川のふえたら、あめとおっしゃったんですが、三木市に合併しましたら、吉川の方は、70歳からの招待に今はなっ</p>

<p>宮脇委員</p> <p>加古議長</p>	<p>てるんですが、今度5歳上がってしまうんですね、招待される方の年齢が。5歳上がりましたら、今度は私の番やと思ってた人が、ああやっぱりまた5年延びてしまったと思います。</p> <p>私の近所にも、確かに来年からは私は行けるねんという方もおられますので、この方にどない言うてこれを説明したらええのかなと思ひまして、あめとおっしゃる部分もあるんですが、そこら辺はちょっとこらえていただいて、残していただきたいなと思います。</p> <p>委員同士がこないな反対意見言うてもな。</p> <p>(発言する声あり)</p> <p>それでは、今いろいろ申し上げましたが、本当にいろいろご意見もありましたように、国の制度も非常に難しい時期に来ておる。</p> <p>国は、市町の出しておるものを、いかに抑制するかということで、交付金をどないして減そかということで、補助金削れ言うたら喜んで削ってくれるのかと思つたら、そうやない。補助金は自分らの仕事やから、その枠を削られたら自分らの権利がのうなる言うて、これは出したい出したい言うてくれてるんですが、交付金は市町村長が使う金やさかいに、何ぼでも削れ言うて、削ろうという、こういう、今、国と自治体と対立しとるのはそこらあたりにあるんです。削るだけやったらええねんけど、所得税からの財源を地方に渡せと、こう言うておりますんで、余計そういうことになります。だから、非常に今まだ攻防しとる中で難しい問題がございます。</p> <p>それはそれといたしまして、その中に十分含まれるものがあるということですんで、第一番に発言いただきました意見は十分尊重せなならんかなという思いをもってちょっと言わせていただきましたけれども、一応それでは協議第52号の高齢者福祉事業につきましては、本当にいろいろご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、説明させていただきました原案のとおり、この協議会としては賛成いただける方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
-------------------------	--

<p>加古議長</p>	<p>どうもありがとうございました。全員賛成でございますので、当協議会といたしましては、一応前を出して、今後は十分と詰めさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは次に、協議第53号 各種事務事業の取扱いにつきましてご審議をいただきます。</p> <p>協議第53号の説明を、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第53号に移らせていただきたいと思います。</p> <p>資料の42ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第53号 各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いについては、次のとおりとするをいたしまして、1番は、在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>2として、在日外国人身障者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>3として、福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>4として、三木市の合同慰霊祭については、合併後、新市の合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続する。</p> <p>5として、市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。</p> <p>6番の高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。</p> <p>7番の福祉会館については、現行のとおりとする。</p> <p>8番の市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。</p> <p>9番、地域交流委託事業については、合併後5年をめどに廃止する。</p> <p>10番の災害弔慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一するとするものでございます。</p> <p>次の43ページをお開きいただきたいと思います。</p>

1 番の在日外国人高齢者特別給付事業につきましては、両市町において、支給額におきまして違いがございます。三木市では、県補助金と市負担金が吉川町に比べ高くなっております。合併後は、支給額の大きい三木市の制度に統一しようとするものでございます。

2 番の在日外国人身障者特別給付事業につきましては、両市町におきまして、支給額において違いがございます。三木市では、県補助金と市負担金が吉川町に比べ高くなっております。合併後は、支給額の大きい三木市の制度に統一しようとするものでございます。

3 の福祉年金事業につきましては、両市町において、対象者、支給額に違いがございます。支給額につきましては、三木市の方が高くなっております。また、対象者におきまして、知的障害者 B 2、精神障害者 3 級、父子家庭への支給は吉川町で対象となっておりますが、三木市では対象となっております。したがって、両市町に違いがございますので、今後速やかに制度のあり方等、制度改正について検討し、合併時には三木市の制度に統一しようとするものでございます。

45ページの 4 番でございます。

戦没者慰霊祭につきましては、三木市では、三木市遺徳顕彰会の主催で合同慰霊祭を上丸公園で行っております。また、各地区におきましても、それぞれ合同慰霊祭とは別に行われております。吉川町につきましては、町内 1 カ所、活動センターにおきまして追悼式が行われております。合併後におきましては、新市の慰霊祭として、上丸公園で合同慰霊祭が実施されます。吉川町で行われております追悼式につきましては、地区慰霊祭として継続されることとなります。

46ページ、5 番の市立屋内ゲートボール場につきましては、雨天時でもゲートボールができるようにと設置されております。合併後は、吉川町区域まで利用の拡大が図られます。

6 番目の高齢者福祉センターにつきましては、市内の高齢者の福

社向上と生きがいづくりの活動拠点として設置されております。合併後におきましては、吉川町区域まで利用の拡大が図られるものでございます。

47ページの7番でございます。

福祉会館につきましては、三木市の福祉の活動拠点として設置がなされております。合併後におきましては、吉川町区域まで利用の拡大を図ろうとするものでございます。

次の8番の市立デイサービスセンターにつきましては、三木市内に7カ所設置されておまして、それぞれの地域のデイサービスセンターとして利用が図られております。吉川町区域につきましては、さざんかの郷にデイサービス事業の委託をされております。合併後も、市立デイサービスセンターについては、地域の拠点として利用が図られるものでございます。

次の9番の地域交流委託事業でございますが、吉川町におきましては、特別養護老人ホームさざんかの郷に事業委託いたしまして、入所者や家族と地域が一体となって、世代を超えた交流が図られております。三木市におきましては、地域交流について、各施設が独自で地域の方々の協力を得て実施されておりますことから、合併後は、施設において独自で事業を実施することといたしまして、移行期間5年をめどに調整を行いまして、その後は公費負担による交流事業を廃止するものであります。

10番の災害弔慰金・見舞金支給事業につきましては、両市町におきまして、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸し付けの制度は同じでございます。それ以外に、三木市におきましては、市単独の災害見舞金及び死亡弔慰金制度がございます。合併後におきましては、これらの市単独事業も含めまして、吉川町区域まで事業の拡大を図ろうとするものでございます。

51ページには、先進事例を上げております。

以上で、協議第53号の説明を終わらせていただきます。

<p>加古議長</p>	<p>はい、第53号の説明が終わったわけでございます。</p> <p>協議第53号につきまして、ご質問ないしご意見等お伺いいたします。ご発言をお願いいたします。</p>
<p>西田委員</p>	<p>青山の西田です。</p> <p>遺徳顕彰の慰霊祭についてちょっとお聞きしたいんですが、私も自治会の役員を2年ほどして、遺徳顕彰会ということで、1戸当たり、青山で70円のお金を皆さんからいただいて、市の方で慰霊祭をやっています。</p> <p>今のを聞いて、上の丸でやる場合と各地区でやる場合とあるんですが、地区でやってるところもあるが、やってないというような付近もあるし、費用も納めてるところもあれば、納めてないというような話も聞くんですが、戦後も60年近くになってるんで、私もおじが死んでおるんで、戦没のこういうことは大切やなと思うんですが、吉川さんと合併になる場合の折、年に1回、まとめてやった程度でいいんじゃないかなというように考えておりますが、行政の方も各地区の方のご意見も、ご参考に聞かせていただければ非常にありがたいです。</p>
<p>加古議長 井上</p>	<p>はい。</p> <p>失礼します。三木市の健康福祉部の井上です。</p> <p>今の慰霊祭の関係でのご質問であったかと思えます。</p> <p>この慰霊祭につきましては、ご存じのとおり、三木市では遺徳顕彰会という組織がこの事業をやっていただいております。きょう、ここに来ております市長がその会長でございます。事務局は市の福祉課で持っております関係の中で、その世話をさせていただいております。あくまでも市の主催という部分ではなしに、遺徳顕彰会の主催事業として、それを市がお世話しておるというふうなものでございます。</p> <p>今もありましたように、やはり戦後60年たつ中で、これの見直しというふうなことが言われておりますけれども、また遺族会なり、</p>

遺徳顕彰会の中でそういった議論もしていただいて、このあり方について十分、見直しなりも含めて検討いただきたいなというふうに考えてございます。

合併後の形につきましては、当然遺徳顕彰会、吉川町も形式的ではございますけれども、遺徳顕彰会があるようでございますし、遺徳顕彰会を統合し、今後、この慰霊祭のあり方、また吉川町の追悼式のあり方も十分その中で議論をお願いしたいというふうに考えてございます。

したがいまして、現在考えておりますのが、今の状況の中では、合同慰霊祭、三木市の上の丸にあります忠魂碑は、本来美囊郡の忠魂碑でございます。吉川町の出身のみたまもそこに記載されておりますし、当然合同の慰霊祭、本来の美囊郡、三木市も吉川町も同じ郡の中で、戦争に旅立って戦死された方をお祭りしておりますので、当然そういう形で合同でやるのがいいんじゃないかなというふうに考えております。

それから、三木で行っております地区慰霊祭、そういう部分では、それぞれの地区に慰霊碑がございます。こういう慰霊碑を含めて、今後どうお守りしていくのかなということも含めて、この地区慰霊祭のあり方を検討していかないと、地区慰霊祭を即やめてしまいますと、やはりせっかくそれぞれの地区でお祭りいたしております慰霊碑、それらが本当に荒廃してしまうというんですか、地区のところから忘れられてしまうというんですか、そういったこともありますでしょうし、そういった地区慰霊碑も含めて、どうこれからお守りしていったらいいのか、そういうことも含めて、十分遺徳顕彰会または遺族会とも一緒になってお話をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

市長さんの方から何か追加することがありましたら、よろしくお願ひします。

今、お話しさせていただきましたように、昔の美囊郡の村には、

加古議長

それぞれの村に忠魂碑、慰霊碑をつくられて、そして上の丸に郡の慰霊碑としてつくってあると、こういうことですので、だから三木市は、今のところ慰霊碑のないのが自由が丘だけで、緑が丘も青山も後になりましたが一つつくっていただきました。そんなようなことで、地区の慰霊碑は7カ所あると。けども、この慰霊の何が移動できるものがありますので、自由が丘も慰霊祭はしていただいております。

今申し上げましたように、顕彰会が主体でございまして、私は顕彰会の会長ですが、たまたま市長をしとるからなったんで、顕彰会の会長は三木市長がしとるというもんじゃないという、あくまでも個人的な立場で顕彰会の会長をさせていただいている。

そういうふうなことですから、区長さん方も会員といいますか、役員になって、理事なり評議員になっていただいて、また寄附集めもしていただいておりますと、こういうことでございます。

特に、三木市の場合は、県下でも異例で、宗教的にというよりも、その神社なりお寺さんのご協力をいただいて、毎年交互にお参りをさせていただいておりますと。だから、無宗教で慰霊祭をやっていると、こういうものじゃないわけですので、その形がいいのかどうか、三木市はそんな形でやっていただいておりますが、今、お話がありましたように、三木市は今申し上げたとおり。

ところが、吉川町は、今、この隣のところにつくっておられて、そこでやられておるように聞いております。内容は全然聞きませんけれども、そういうふうに聞いております。

だから、これが50年、60年暮れたからやめたらいいということなんかどうか、これはあくまでも、ここの協議会でいろんな議論をするものとは違うと私は思っております。あくまでも、顕彰会が裁断すべき、判断すべき、または執行されるべきものであって、このことを協議会の人たち これは手伝いを職員がしとるから、手伝いしとる職員が私の仕事やと思って、この各種事業の中に入れてきて

	<p>おりますが、これはあくまでも顕彰会というものがされておるものですから、その手伝いはお願いはしてやっとならということですから、そこらあたりが、ややもすると、きょうのいろんな話の中でもありますように、交差してしまいよるもんがあるということ。</p> <p>今、福祉協議会にしてもそのとおりでして、協議会は、法人があって、かっちりとしっかりされておるのに、それが会議や何かで、またこんなことの話になってしまつたら、何やおかしいというふうな、そういうふうなことですから、ようご理解いただきたいと思います。</p> <p>確かに、この協議会で論ずるべきもんじゃないとは思いますが。</p> <p>ただ、遺徳顕彰会というものが三木市にありまして、それが主催団体になっておりますけれども、吉川の場合が町がやっておるところに、その目的が一緒でありまして、ちょっとそのお祭りする方法が違うというところで、この調整の具体的内容の中に書いてありますときに、吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続すると、こうなりますと、これは三木市の遺徳顕彰会というものと同等のものが吉川町にできてきて、そこでやられるべきだと。</p> <p>そうせんと、こちらの吉川町の方は、今、町主催でやられとる。三木市の方は遺徳顕彰会という会が主催してやっとならという、戦没者に対する目的は一緒でありまして、方法論が違いますので、この辺はちょっと調整しとかんと、吉川町の追悼式については、この三木市の地区慰霊祭に準ずるになつてしまつたら、これちょっと今までと形態が全然違うてくるんやないかいなと。</p> <p>これはまた、遺徳顕彰会で検討されたということですけど、吉川町にはありませんからね、遺徳顕彰会が。そうでしょう。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>確かに、この協議会で論ずるべきもんじゃないとは思いますが。</p>
<p>加古議長</p>	<p>いや、吉川町もありますな、遺徳顕彰会、あるのやろ。</p>
<p>岩波副課長</p>	<p>遺族会しかありません。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>遺族会でしょう。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>ちょっと私も、これ疑問してきたんですけど。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>それと、経費もそうです。こちらの方が2万円でしょう。これ、</p>

	<p>坊さん呼んどるんですかいな。坊さんの礼は、これ遺徳顕彰会が持つとるわけですか。確かに私も別所で司会、一遍したことがありますねんけど、坊さんの礼は、これ市は全然関係ないわけですか。</p> <p>そしたら、吉川町の方は、この坊さんのお布施から何から、全部市が負担してやっとな。</p>
加古議長	吉川町は坊さん呼んでないねや。
宮脇委員	坊さん呼ばんと78万。
加古議長	無宗教やから。
岩波副会長	追悼式ですから。
加古議長	無宗教やさかいに、何もしてないねん。
	（「バス代が高いんです」の声あり）
宮脇委員	坊さんの礼が高いんかなと。
	<p>ちょっとこれ、しかし目的が一緒でも、主催者が違いますので、これをちょっと論じとかんと混乱されるんやないかと、こう思いますけどね。</p> <p>（発言する声多数）</p>
大垣	吉川町の健康福祉課の大垣です。
	<p>吉川町が今やっております追悼式といいますのは、先ほどちょっとお話出しましたが、宗教色は出しておりません。そして、経費がこんだけかかっておりますのは、大半が祭壇費にかかっております。50万ほどかかっております。それからあと、バスを回しておりますので、そのバス代と、お供え代で、それだけかかっております。</p> <p>そして、三木市さんと一緒になりましたときには、今の吉川町追悼式と、そのままの名前ではなしに、合同と地区の慰霊祭があるということです。位置づけとしては、地区の慰霊祭としての位置づけをさせていただき、基本的にやり方はこちら変えないというふうな認識で話を進めさせていただいております。</p>
宮脇委員	変えない。
大垣	追悼式方式は変えないという。

宮脇委員	祭壇50万。
大垣	<p>いや、それについては、また内容につきましては、当然吉川町の遺徳顕彰会というのは名前だけになりまして、実際にそういう活動がありません。町長が申しましたように、遺族会と協議をしながら現在に至っておりますので、今後、三木市さんと一緒になりますと、そのやり方につきましては、当然遺族会も含めた中で遺徳顕彰会の方で議論をしていただいて、そしたらそういう祭壇はどうするのかというような具体的話になってこようかと思います。</p>
西田委員	<p>もう1点だけ、確認だけお願いします。</p> <p>ここに書いてる2万円というのは、三木市の方からのお供えと花代で、あとの費用については載ってないというのは、この会費を集めて、その収支というのは、遺徳顕彰会が管理してるから、ここに金額が出てないということですか。</p>
井上	<p>この2万円というのは、正味ざっとそのぐらいの金額で済んでおります。地区慰霊祭でお供えをするお花代と、今回でしたら青竹とか、ちょっとお供物とか、その程度ですんで、地区当たりの費用というんですか、地区当たりの慰霊祭の費用は2万円程度ですべて終わっております。</p>
井上	<p>(「全部、合同も2万円代で」の声あり)</p> <p>そうです、合同の場合も一緒です。その経費というのは、遺徳顕彰会の事業費の中から出ております。</p>
加古議長 岩波副会長	<p>はい、どうぞ。</p> <p>ちょっとつけ加えますが、吉川町、3村がやはり忠魂碑が別々にあったんですが、それをまとめて中学校の校舎の敷地の中に一たん一つにまとめて、吉川町で慰霊祭をやっておったんですが、これは政教で、行政が慰霊祭というのはいかんということから、またその場所を活動センターの端、これ公の土地ですけれども、移して、そのときから追悼式という名前に変えています。</p>
	<p>ですから、お坊さんとか神主さん、それから教会の、みんな一緒</p>

加古議長

に招待して、その代表が来られておりますから、神主さんとお坊さんが霊に対して拝まれるという、そういうことは一切やらない、町としての主催をいたしております。よって、行政からお線香用、これもちょっと問題がありますので、今はもうやめさせてもらっております。

それが、この合併後、地区慰霊祭にということですが、これは本当は地区追悼式ということになるだろうと思います。ただ、三木の慰霊祭に参加したときに吉川がどうなるかということから、地区慰霊祭というこの文言が入っておるといふふうにご理解ください。

これ、慰霊祭になると神主さんだけですな、違いますかな。

これ神主さんに聞いたんです、吉川の。慰霊祭ということになると、私、吉川に1人おられますが、私だけが行く、お坊さんは行けませんなど。そういうことで、慰霊祭ですか、追悼式ですかというのをちょっと聞いたかったんで、ちょっとこの辺はある程度整理をせなきゃいかんで、吉川は、多分追悼式が地区追悼式ということになるだろうとは思いますが、先ほど担当が言いましたように、遺族会ともう少し調整をすると、こういうことになるかと思えます。

今、先ほども私申しましたように、お願いいたしておりますのは、三木の場合は、交互にお寺さんと神社、神主さんとお坊さんとが交互に、1年離れでずっと回っていただいて、させていただいておると。

それでまた、祭壇やなんかいうたら、そんなような結構なものはしておりませんので、今ここにありますように、花、それと供物だけがあると。花も買ってきて、立てておるといふだけのことで、金はかけておりませんので、遺徳顕彰会の会費を集めていただいておりますのと、市も幾らか補助しておりますので、それらの補助と合わせて執行させていただいておる。

これは、今申し上げたように、昔つくられた忠魂碑をそのまま活

	<p>用させていただいておると、こういうようなことですので、これが本当にこの協議会でというご指摘いただきましたように、吉川町は追悼式やから、町が金を負担して追悼式をやられておる、三木市は慰霊祭だから、宗教の方に出てもらって、経費はかけずにやらせていただいておりますと、こういう差があると、こういうことでございますので、よろしくご理解をいただいております。</p> <p>あとのこの問題については、追悼式を吉川町でやられとるのやから、合併したら市が引き継いでやらないかんぞと、こうおっしゃることなら、やることについてどうするんかということにも、三木市はやっておりませんので、そんなことも一つのお話としてはあろうかと存じます。</p> <p>なので、遺族会の意向も酌みながら、遺族の方々との中でこの顕彰会もできてきておると、こういうことでございますので、十分ご協議いただければありがたいと存じます。</p> <p>ほかに。はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の亀井です。</p> <p>44ページの福祉年金事業なんです、吉川町で知的障害B2と精神障害3級、それから父子家庭が削られることになるんですが、速やかに検討するというのは、どう検討されるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。</p>
<p>亀井委員</p> <p>加古議長</p> <p>近藤</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>三木市の健康福祉局の近藤です。よろしくお願いいたします。</p> <p>この福祉年金事業、精神障害者以外、父子以外ですけれども、この3つにつきましては、昭和46年にできた制度なんですけれども、この当時は高度成長期に入った時代で、子供さんをお持ちのお母さん、この方については、ほとんどが家の方で生活をされ子供さんの面倒を見ておられたと、男性が世帯の中心になっておったというふうな形で、その当時、父子の適用はされていなかったと、こういうふうに思っております。</p>

	<p>平成14年に精神障害者の方に対してこの制度ができたわけなんですけれども、知的障害者に準じた対象としております。</p> <p>三木市は、今おっしゃってましたように、知的障害者B2を対象としていないわけなんですけれども、この判断基準が、IQ51から75で、基本的な日常生活がすべて1人ででき、また行動面においてもほとんど指導を必要とせず、介護面でも特に治療介護の必要がないというふうなことになるということから適用はしておりません。</p> <p>いずれにしましても、現在の経済情勢、こういう情勢ですから、父子も含めた形で検討していきたいというように考えてます。</p> <p>ただ、現在、所得制限というものはありませんで、高額な、本当にこの制度を適用する必要がない、問題ないというふうな方もおられますので、それらも含んで見直しを検討していきたいというふうに考えてます。</p> <p>以上です。</p> <p>では、ほかにございませんか。</p> <p>ないようでしたら、採決させていただきたいと存じます。</p> <p>では、お諮りいたします。</p> <p>協議第53号 各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いにつきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員挙手でございます 1人挙げてなかった。申しわけございません。</p> <p>協議第58号は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>大変長い時間、いろいろ慎重に、また熱心にご協議いただきましてありがとうございます。とりあえず協議事項が終わったようでございます。</p> <p>あとの提案につきましては、また後ほどさせていただくことにいたしまして、とりあえず15分ほど休憩させていただきたいと存じます。</p>

	<p>休憩 午後 4 時00分</p> <p>再開 午後 4 時15分</p> <p>加古議長</p> <p>では、会議を再開させていただきます。</p> <p>それでは、事前提案事項につきましてお聞き取りいただきたい、そういうようなことから、次の提案、すなわち54号から59号までについて説明させていただきますので、お聞き取りいただき、また疑問の点がございましたらご発言をいただくことといたします。</p> <p>では、事務局から、提案第54号から提案第59号まで、説明をお願いいたします。</p> <p>小谷事務局長</p> <p>それでは、これから提案事項に移らせていただきます。</p> <p>提案第54号から順に説明させていただきたいと思います。</p> <p>ページは、52ページからでございます。</p> <p>提案第54号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございまして、次の53ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>この議会議員の定数及び任期でございますけれども、現況につきまして、そこに上げておりますとおり、三木市におきましては、現員数が23名、議員の任期は平成15年5月1日から平成19年4月30日までとなっております。また、吉川町の方におきましては、現員数が14名、任期につきましては、平成15年10月21日から平成19年10月20日までとなっております。</p> <p>そこで、調整の内容でございますけれども、この議会議員につきましては、両市町の議会により調整が図られまして、いわゆる定数特例を適用することになったものでございまして、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定によりまして、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものと</p>
--	---

いたしまして、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は3人とすると、こういう調整内容でございます。

54ページから59ページにかけては、それぞれの関係法令、また先進事例等を掲げております。

次の提案第55号でございます。

資料の60ページをお願いしたいと思います。

事務機構及び組織の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございまして、これにつきましても、61ページをお開きいただきたいと思っております。

現在、三木市におきましては、そこに上げておりますような組織機構を持っております。また、吉川町におきましても、ごらんのとおりの組織機構になっております。

その調整の方の具体的な内容ということでございますけれども、1番としましては、事務機構及び組織につきましても、市民サービスを維持向上させつつ、合併による行財政効果を生み出すことができるよう調整するということ。

また、2番目といたしましては、吉川支所の機能、組織機構につきましても、住民アンケート結果、各事務事業調整結果を踏まえまして、身近な窓口サービスの維持を基本として調整しようとするものでございます。

63ページ、64ページにつきましては、先進事例を挙げさせていただいております。

また、65ページから67ページまでには、この近隣の事例も一緒に挙げさせていただいております。

次に、提案第56号でございます。

使用料、手数料等の取扱い(その2)について、次のとおり提案するというものでございまして、次の69ページをお開きいただきたいと思っております。

各種施設の使用料については、次のとおりとするということで、

1つ目は、同一または類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一するというもの。

2つ目は、両市町特有の施設については、現行のとおりとするということにいたしております。

それぞれの施設につきまして、三木市側、吉川町側それぞれ施設等使用料を掲げてございます。

まず、1番目の教育関係施設につきましては、それぞれ料金体系に違いがございますけれども、三木市につきましては、1時間単位、吉川町の方につきましては、午前、午後、夜間というふうな区分をしておりますが、合併後におきましては、速やかに三木市の料金水準に統一しようとするものでございます。

イの市立公民館使用料、また町立中央公民館の使用料、これにつきましても、同じく合併後速やかに三木市の料金水準に統一しようとするものでございます。

70ページの方の市立勤労青少年ホーム、また市立教育センターにつきましては、三木市側の施設だけでございますので、これについては現行のとおりとするというものでございます。

オの市立市民運動場使用料、また吉川町の方の町立町民体育館の使用料、これにつきましても、最初のとおり、三木市の方では1時間単位、吉川町では午前、午後、夜間というようになっておりますので、合併後速やかに三木市の料金水準に統一しようとするものでございます。

次の71ページでございますけれども、三木市の文化会館の使用料、また次のページの、三木市の方では三木コミュニティスポーツセンター、また三木ホースランドパークの使用料が上がっておりますけれども、これは三木市側のものでございますので、これは現行のとおりとするというものでございます。

その次のページ、73、74ページは、ホースランドパークの施設の料金体系をあらわしておるものでございます。

次の75ページの方でございますけれども、厚生関係施設ということで、これにつきましても、三木市側の方には市立総合隣保館、また市立福祉会館、星陽ふれあい広場、屋内ゲートボール場、またデイサービスセンター使用料というものがございます。吉川町側にはございませんので、三木市側の方のを適用するといたしまして、これは現行のとおりとするものでございます。

77ページの方をお開きいただきますと、カのところでは、市立の高齢者福祉センター、これにつきましても、三木市側だけにございますので、現行のとおりとさせていただきます。

キの方の総合保健福祉センター、また吉川町の方では健康福祉センターがございますけれども、これにつきましても、料金体系が初めに申しましたように1時間単位、または午前、午後、夜間というような違いがございますので、合併後速やかに三木市の料金水準に統一するというところでございます。

次の78ページにつきましては、吉川町の方に吉川町温泉交流館使用料というものがございます。これは、吉川町独自のものですので、現行のとおりとするものでございます。

次、79ページの産業・観光関連施設でございますけれども、これも市立勤労者福祉センター、これも三木市側だけの施設でございますので、現行のとおりとさせていただきます。

80ページの方のイでございますけれども、山田錦の館使用料、これにつきましては、吉川町さん独自の施設ということでございますので、現行のとおりとするというものでございます。

次の81ページの関係でございますけれども、ここからは建設関係施設ということで、アでは有料公園の使用料、これも三木市側、吉川町側、多目的グラウンドがございますけれども、若干その使用料に違いがございますので、これにつきましても、合併後速やかに三木市の料金水準に統一しようとするものでございます。

野球場、それから陸上競技場につきましては、三木市側の施設と

なっておりますので、現行のとおりとさせていただくものです。

次の83ページのところでは、4番目に庭球場があります。これにつきましても、少し料金体系が違いますので、これも合併後速やかに三木市の料金水準に統一するものでございます。

また、84ページでは、としてプールがございませう。これは、三木市側のプールでございませうけれども、一方、の方には吉川町側には文化体育館の中のパストラルホールというものがございませう。それぞれ独自の施設でございませうので、現行のとおりとさせていただきたいと思ひませう。

次の85ページにつきましても、吉川町の方にゲートボール場、研修館がございませう。吉川町独自の施設でございませうので、現行のとおりとさせていただくものでございませう。

次に、86ページでございませうけれども、狂犬病、鳥獣の保護及び狩猟、税等に関する手数料についてでございませうけれども、これにつきましても、合併時に三木市の制度に統一をするというものでございませう。これにつきましても、三木市、吉川町において違ひは一部でございませう。大きな相違がないために、調整の結果、合併時に三木市の制度に統一をしようとするものでございませう。

次の87ページ、88ページでございませう。

ここは、税条例の督促手数料、その他といたしまして、土地または建物に関する証明手数料等に少し違ひがございませうけれども、大きな違ひがないために、調整の結果、合併時には三木市の料金に統一いたそうとするものでございませう。

89ページ、90ページにつきましても、関係法令なり先進事例を挙げさせていただいております。

次の91ページでございませうけれども、提案第57号になります。

これにつきましても、公共的団体等の取扱いについてのことでございませうけれども、次のとおり提案するといたしまして、公共的団体につきましても、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調

整に努めるというものでございまして、1つ目は、目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるというものでございます。

2つ目は、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

3つ目には、独自の目的を持った団体につきましては、原則として現行のとおりとするというものでございます。

92ページのところでは、これにつきましては、調整内容のみ掲げさせていただいておりますけれども、特に1番目のものにつきましては、目的が同じであったり、または類似して、三木市、吉川町に共通する団体につきましては、両市町の合併に向けまして、各団体の調整会議等の開催をお願いしながら、合併時に統合できるよう調整に努めることといたしております。

2つ目の方につきましては、国または地方公共団体等の指導等に基づきまして、統合に時間を要する団体につきましては、各団体において関係機関の指導等をもとに、将来の統合に向けて検討をお願いし、新市の一体性を確立するため、統合が進むよう調整に努めることといたしております。

3つ目のものにつきましては、両市町独自の目的を持った団体につきましては、今までどおり存続する方向で調整を図ろうとするものでございます。

92ページには関係法令、また93ページ、94ページには先進事例を挙げさせていただいております。

次に、提案第58号の関係でございます。

資料の95ページになります。

第58号につきましては、各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございまして、現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合

併後速やかに、次のとおり調整するというものでございまして、1つには、同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整するということ。

また、2番目の独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整するというものでございます。

3つ目につきましては、整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整するというものでございます。

また、96ページのところにつきましては、調整内容といたしまして、同じ内容を掲げておるだけでございますけれども、特に1番目につきましては、三木市、吉川町におきまして、同一あるいは同種の補助金と思われる団体への補助金等につきましては、合併時に統一できるよう調整を図ろうとするものでございます。

2つ目のところでは、各市町独自の補助金等につきましては、補助金等の公共的必要性とか有効性を再検討し、調整を図ろうとするものでございます。

3つ目につきましては、ほかの補助金等に整理統合できる補助金につきましては、事業の精査を行いまして、廃止できる補助金があれば、廃止に向け検討しようとするものでございます。

その下には先進事例、96、97に挙げさせていただいております。

98ページも近隣の例を挙げさせていただいております。

次に、提案第59号の関係でございます。

99ページになります。

各種事務事業（イベント関係）の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございまして、1つ目につきましては、金物まつりについては、現行のとおりとする。

2つ目は、吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施すると。花火大会につきましては、平成19年から三木市に一本化する。

3番の墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。

4番で、吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

5つとして、吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続するというものでございます。

次の100ページになりますけれども、1番目の金物まつりでございますけれども、三木特産の金物を初めといたしまして、産業の振興と魅力あるまちづくりを目的に開催しておりますけれども、三木市の金物まつり実行委員会が主催いたすイベントでございます。また、合併後におきましては、吉川区域も含めた新市全体のイベントとして継続しようとするものでございます。

2つ目の吉川町ふるさとまつりにつきましては、花火大会と納涼盆踊り、ちびっこ大会、舞台での芸能発表等が行われておりますが、合併後は、地域活動として吉川地域の自治会・公民館が中心となり実施できるよう、組織の育成に努めることといたしております。また、両市町で実施されております花火大会については、平成19年から三木市内で1カ所に一本化されることとなります。

3番目の墨華香るまちフェスティバルにつきましては、上田桑鳩先生の出身地でございます吉川町が、書道を通じて地域文化の発展を目的に開催されておるものでございますけれども、兵庫県下を中心に、幼稚園から高校生まで、1万点分の書が並ぶ県下で最大の書道イベントとなっております。これにつきましては、合併後も新市全体のイベントとして継続実施しようとするものでございます。

4番目の吉川町民体育祭につきましては、吉川地域の自主的な地域活動の事業として継続しようとするものでございます。

また、5番の文化祭につきましては、三木市では市内の公民館で、公民館を利用するサークル及び団体が中心となりまして、作品展や芸能発表会などの催しを行っております。吉川町の文化祭についま

<p>加古議長</p>	<p>しても、同様の催しが多彩に行われておりますけれども、合併後におきましては、吉川地域の自主的な地域活動の事業として継続しようとするものでございます。</p> <p>104ページには先進事例を挙げさせていただいております。</p> <p>以上で、提案第54号から提案第59号まで、6件の説明を終わらせていただきます。</p> <p>説明が終わったわけでございます。</p> <p>質問がございましたら、ご発言を願います。</p> <p>はい。</p>
<p>西山委員</p>	<p>体育館の使用料の提案が出ておまして、これが一拳に、私、小学校の体育館は400平米未満になるのか、その辺ちょっとわかりません。仮に500平米以上だと、小学校の体育館を3時間ぐらい使いますと4,500円、今の700円が4,500円という数字になるんでしょうか。</p> <p>公共料金の統一は十二分に理解はできるんですが、吉川町内、小学校区の各地区の利用度というのはかなりのものがございまして、といいますのも、地区対抗バレーボール大会あるいは小学校対抗バレーボール大会、そういったものが非常に盛んでございまして、小学校の体育館等はほとんど夜に電気がついてるときが実は多いんです。そのたびごとに、3時間練習すると4,500円というお金をこれから払わなくてはいけないという、今まで続けてきた地域のスポーツが、これによってちょっと落ちてくるんちゃうかなという気が、心配が実はしておまして、次回の協議に上がるまで、何かの方法が考えられないかなという。</p> <p>いきなり6倍から7倍という数字になりますと、今まで長く続けてきた地域のスポーツ活動に何か影響があるような気がしてしょうがないんです。何かの方法はないんでしょうか。もう一度お考え願いたいなと思ひまして、次回の協議に上がるまでに、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>

加古議長
小西教育次長

それから、私、バスケットボール協会の代表もしとるんですが、バスケットの方も町民体育館を練習にかなり使っております。これも、働く若い者ばかりがバスケットボールに興じてるわけなんです、同じような数字だと思います。町民体育館を使うと、3時間ぐらい使うと、これも6倍か7倍ぐらいの数字になってしましまして、非常にその負担が多くなるのかなという気がいたしておりますので、何らかの方法はないでしょうかね。段階的でもいいんですが、段階的な方法はまやかにすぎないとは思いますが、ひとつ、もう一回お考えを願って、協議に出していただきたいなと思います。

よろしく願いしときます。

はい。

失礼します。教育委員会事務局の小西と申します。

今、委員さんの方から提案のございました、あるいはご意見のございました公共施設の使用料についてでございます。

これは、いわゆる我々は設管条例と、こういうふうに呼んでますが、設置及び管理に関する条例で、こういった金額が三木市の場合も吉川町の場合も決まっておると思います。

これは、あくまで条例規則上このように定まっておるわけございまして、三木市も平成13年以前は、吉川町と同じような記載の仕方決めておりましたし、同時に基本的にはすべて減免という形が実態的には行われておったのではなかろうかと、このように推察いたしております。

ところが、平成14年度に至りまして、13年度から議論を三木市の場合は重ねてきたわけでございますが、行財政改革の一環として、これらの本来のあり方について議論を進めてきました。

実態的に簡単にデータの的に申し上げますと、三木市には、公民館の例あるいはコミュニティスポーツセンターの例をもって申し上げますと、市内には8つの公民館と、中央公民館分館として体育館がコミュニティセンターとしてございます。これの年間維持管理経費、

電気代等を含めた維持管理経費が約6,100万。このうち、非常に大きなシェアを占めておりますのが電気代でございます、約3,000万を超えております。約半数が電気代であるというような特徴的な維持管理形態になっておりましたので、これと一方、需要の状況を見てみますと、市民の方すべて公平に利用されていない、やはり特定の方が利用されているという現状が明らかになりましたので、やはり多くの方々にご理解をいただく、あるいはご利用いただく、あるいはできるだけ公平化をしていこうやないかという観点から見直しを行いました。そのうちの平米3円という単価で、このたびの条例規則が改定されまして、平成14年7月から実施に移されたものが現状となっております。

現在の運営状況を見てみますと、平成14年度は、例えば三木市内全体で約48万6,000人であったものが、平成15年には52万6,000人と上がっております。これ、結果どうなったかといいますと、特定の団体がその会場あるいは施設を占めておったのが、多くの方々が結果として利用できるようになったなという意味で、そのねらいとする部分が結果として出てきたのではないかと、このように判断を我々としてはさせていただいております。

ご心配の部分だと思うんですが、条例規則上はこのようになっておりますが、現実、三木市には、三木市の公の施設における使用料の減免に関する取扱い要領なるものが定められております。これは、14年7月1日から同じように施行されたものでございまして、例えばご指摘のあったような公共的団体が使用する場合あるいは社会教育団体が使用する場合あるいは社会福祉関係団体が使用する場合等々、要するに公にかかわるような団体が使用される場合については減免規定が100%講じられることとなりますので、それなりの配慮なりは我々としてはさせていただいておる、このようにご理解をいただいたらいいのではないかなと、このように思います。

十分な説明であったかどうかわかりませんが、そのような運用を

<p>宮脇委員</p>	<p>して、できるだけ適正化を、妥当性を確保していきたいということで取り組んできました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>公的なやつは、減免100%ということですから、無料ということでございますね。</p> <p>それと、調整の具体的内容の中に、今までは合併後、三木市の条例に統一するというやつが、ここ、速やかにと、こういう言葉が出てきましたですけど、これは料金関係のことでございますか。速やかにという言葉が出てきました、この意味をちょっと。</p> <p>速やかにというのは、合併後、三木市の条例に統一することで今まで文言が来ておりましたけれども、ここで初めて次回ときに速やかにとって、もうちょっとというのと、ようけちゃうねん。もうちょっとというのは、どれだけもうちょっとなのか、速やかにというのは。</p>
<p>小山総務部長</p>	<p>失礼します。小山でございます。</p> <p>といいますのは、こういう施設につきましては、3カ月ほど前から予約ができます。ですから、予約したときのお金をすぐに、今度合併したからということで、すぐに引き上げることができませんので、3カ月なり半年間猶予はいただきたいということでございます。</p> <p>それと、もう1点だけ、西山委員さんのところで申し上げたいんですけれども、例えば吉川町さんでもテニスとかいう、ここで使われとる場合はお金取られてると思うんです。ですから、同じスポーツしても、体育館使って、電気使ってスポーツ、バレーされたりしたときただで、テニスされたときはお金要るという、三木市の場合でも、テニスとか野球場とか体育館でバレーするときは金要る、公民館の体育館でバレーしたときにはお金が要らない、そういうふうな矛盾があったんで、そういう点も公平性を確保するためにということで、電気代の3分の1程度はいただきたいということで、これでも絞ったお金にいたしておりますので、ご理解のほど、よろしく</p>

<p>加古議長 小山総務部長</p>	<p>お願いしたいと思います。</p> <p>学校もみんな。学校の体育館は。 取っております。</p> <p>(発言する声多数)</p>
<p>加古議長</p>	<p>いや、4,000円になるのが、減免になるのか、減免になって1,000円になるのか、それはわからへん、何ぼ払いよってやったんか、それもわからへんし、現実は。</p>
<p>西山委員</p>	<p>町が主催の地区対抗バレーボール大会としますわね。これは地区がチームつくってやるんですけど、仮にそういうものが、もし三木市になっても、これ吉川町エリアでやろうかという話ができな場合は、これは公的な団体と見ていただけて、練習に減免措置が生かせるのかどうか。</p>
<p>小西教育次長</p>	<p>今、減免基準のお話を申し上げたと思うんですが、例えば公共的団体が使用する場合は100%ですよと定まっております。その公共的団体とはどんな団体なのかということが別表で定めておりまして、三木市の場合、単体で申し上げますと、例えば区長協議会連合会あるいは各地区の区長会、各地区の農会長会、保健衛生推進協議会、当然各地区のそういう協議会も対象になって、消費者協会、消防団、防犯協会、防火クラブなど、合計19団体がこの名簿の中に登録なされておりますので、吉川町と合併しますと、これを当然見直すこととなりますから、ここの団体に、この参加の団体にないんであれば、新たに見直しをして、追加をするというようにご理解いただいたらいいのではないかと思います。</p>
<p>西山委員</p>	<p>例えば、例としたら、バレーボール協会、それに入るかどうかわかりませんが、区長協議会が仮に主催してバレーボール大会をすれば、その参加の各地区は、区長さんを代表としたチームをつくったら、それは公的な団体となるわけですね。そのように、やり方を考えるということ。</p>
<p>小西教育次長</p>	<p>例えば、三木市にはバレーボール協会がございます。これは、当</p>

<p>西山委員</p>	<p>然社会教育関係団体になっておりますので、減免は当然のこととして100と、このようになります。</p> <p>そうしたら、バスケットボール協会も三木市の体育協会の一協会員だと思っておりますので、仮に協会のチームが練習する場合は、これは減免措置になるわけですね。</p>
<p>小西教育次長</p>	<p>今、ちょっと間違っておりました。</p> <p>例えば、社会関係団体、社会教育関係団体の場合で、会議に使用する場合は100%、幼児、小学生、中学生主体の地域スポーツクラブが使用する場合は100%、大会に使用する場合は50%、そのように規定を定めております。</p>
<p>西山委員</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>そしたら、大変申しわけないんですが、次の協議の中で、そういう減免措置に関する資料をちょっと出していただいたらありがたいんですけど。</p>
<p>澤田幹事長</p>	<p>次回に本格的な協議になると思いますけど、なぜ改正をしたかということの一番基本的な理屈ですが、応能・応益主義ということを取り入れております。</p> <p>これは市民の税金で管理いたしておりますので、公的な目的を持って使う場合は、原則として、これは減免ができる。しかし、クラブ活動、個人の体力の向上とか、そういうふうな形で使う場合は、応分の負担をしていただくと、こういうことでございます。</p> <p>それと、単位を時間単位にしましたのは、そういう団体が半日単位に使用すると、ここでは1,500円となっておりますけれども、例えば1時間500円ということで、小さく決めることによって、本当は2時間しか使わない、そうすると1,000円で利用ができるということで、むしろ今まで使ってたよりも安い料金で利用できる、多くの団体が利用できるということで、今も説明しましたが、結果としては、より多くの人が使えて、使う団体は今まで払ってた経費よりも安くなる場合もあるということでございます。</p>

加古議長

ですから、公的なもの、また市が主催するようなものにつきましては、これは当然利用料金を取らないということになるわけですので、具体的には、また今後、資料の提出をさせていただきますけれども、結果的には非常によかったと思っております。

これに対して、それを実施しようとしたときには、大変な市内の団体から、問題があるのではないかと、負担が多くなるのではないかとという苦情が出ましたけれども、実際、実施いたしました後は、よかったなという、むしろその意見が多かったということも申し上げておきたいので、よろしく申し上げます。

もうほかにございませんか。

何ですが、きのう、おとついと、私とも金物まつりをさせていただきましたが、これもそれぞれの必要な負担金は団体が持っていて、市もできるだけ補助をさせていただいておると、こういうことでございますし、花火大会につきましても、補助金は出しておりますけれども、その倍以上の金は、それぞれ協会が集めてやっただいておると、こういうことで、全部業界なり団体にご援助いただきながら、また支援をいただきながらやってきておると、こういうようなことございまして、全部市が丸抱えのものというのは余りないわけですので、このたびのこのイベントやいろんなものが、みんな市がやっとなるような形で物事は考えられますけれども、それではないんだと。あくまでも、支援できるもの、支援しておるものという程度のことでございますので、そこらあたりはひとつご理解もいただきながら、住民の方々と一緒になってやっていこうと、こう思っております。

ここで、三木市の区長協議会連合会に何ほというようなことも言うておりますが、これも区長協議会、出し方は補助金だとか、委託料だとか、いろんなことは言うておりましたも、あくまでも区長さんの、また農会長さんの、保健推進委員さんの一応の手当、個人的には手当という形で出しております。だけど、同じ自治会といいま

すか、区域でも、20戸世帯程度のところもあれば、数百世帯もおられるということですので、一律にはいきませんので、そういうことで均等割だとか世帯割だとかいうような、平等割だとかいいながら、いろんな算定させていただいてやっておりますが、あくまでも区長さんの手当、農会長さんの手当という形でしております。

だから、それは問題になれば、手当やったら、税金、源泉徴収しとかんかいということにもなりかねますが、また20戸で1人持っておられる方、それでも区長さんとして行動をとれば、1人前の負担は持っていかないかんという、これもありますし、また数百戸も抱えておったら、区長さん1人では何もできませんので、やっぱり大勢の方にご協力いただかないかんということになりますから、そんなあたりは応分の、お互いの協力関係を保ちながらやっていただくということで、本当にやっておりますので、そこらあたりも十分と統一していかなきゃならん。

それが、一つは問題点であるわけですが、消防やなんかだったら、もう条例できちっと決めておりますんで、それがまた取り扱いには同じような形で進んでおったら、それがどうかということにもなりますし、そこらあたりが、今だんだんと時代が変わってまいりますと難しい問題があります。

そういうことでございますんで、区長さんなり農会長さんでも、その手当を出しておる公的な委員さんに準じるとということで、万が一、業務中といえ、今、吉川町さんの場合、広報を配っておられたりとか、また書類を持って回っておられる途中に交通事故なり、また万が一けがされたときの公務補償もさせていただくように三木市では取り扱いをいたしております。

そのようなことで、非常に一口に物事が言いにくいようなものはございますけれども、基本的な面では、そういうような形で、お互いに協力し合ってやりたい。区長さんが勝手に動かされても困る。これはあくまでも市の行政の一端を担ってやっていただく部分、また

	<p>地域の住民の方々的一端を担って活動していただく部分、それが双方に、一つのパイプの中で両方交流してやっていかなきゃならん事柄がございますので、そういうようにさせていただくとというのが各種団体ということでございまして、ただ単に社会教育団体だとか、またスポーツ関係団体ということとは意味が異なっておるということもございまして、そういう形で進めさせていただいておりますので、そこらあたり、またご理解いただきながら、次の機会に十分検討の上、ご協議いただければありがたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>では、一応ご意見もないようでございますので、提案いたしました事柄につきましては、また次の協議会でご審議いただくことにさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>このあたりで何するわけですが、協議日程等々、事務局から連絡がございますので、よろしく願いいたします。</p>
小谷事務局長	<p>それでは、最後になりますけれども、その他として、次回の協議会の日程だけご確認いただきたいと思います。</p> <p>11月25日木曜日ですけれども、午後1時30分から、今度は三木市側でございますけれども、会場が市役所の5階の大会議室を充てております。今までここを使っておりませんので、お間違えのないようお願いしたいと思います。</p> <p>それから、12回目の協議会につきましては、12月22日水曜日、午後1時30分から、これにつきましても、三木市側の教育センターを予定いたしておりますので、日程の調整方をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
加古議長	<p>はい、この日程につきまして、そのような形でご理解いただけますか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
加古議長	<p>はい、お願いいたします。</p>

<p>岩波副会長</p>	<p>それでは、これで第10回の合併協議会を閉じさせていただくわけですが、閉会に当たって、岩波町長さんの方からごあいさつをいただくことにいたします。</p> <p>どうもお疲れさまでございました。</p> <p>なぜか、吉川町の開催がずっと続きまして、三木市の皆さん方には毎回お運びをいただきましてありがとうございます。</p> <p>非常に活発なご意見をいただきました。結果、落ちつくところに落ちついていただいて、全会一致で協議事項、ご承認いただきました。お礼を申し上げます。</p> <p>しかし、貴重なご意見をいただきましたので、これについては、また三木市、吉川町、担当の方で今後の調整に十分生かしてもらいたいと、このように思います。</p> <p>もう三木市さんは、きょう、また説明会があるようで、半分きょうで済むようですが、吉川町は13日から始まります。ちょっと三木市と吉川町と、住民の皆さんの関心度、ちょっと違うかもわかりません。吉川町、どんな説明会になるかもわかりませんが、十分に説明を申し上げて、理解いただきたいと、このように考えております。</p> <p>あと2回、三木市の方で締めくくりの協議会を2回続けていただきます。どうぞ次回もよろしくお願い申し上げまして、きょうのお礼とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>加古議長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>閉会 午後5時00分</p>